

事業主の
皆様へ

令和7年度(2025年度)版 ほっかいどう 働き方改革支援ハンドブック



【発行】 北海道経済部労働政策局雇用労政課 働き方改革推進室

【協力】 北海道労働局、北海道経済産業局、北海道総合通信局、北海道運輸局

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

はじめに

働き方改革は、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることといった課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しているものです。

平成 31 年（2019 年）4 月から働き方改革関連法が順次施行されており、中小企業でも、令和 2 年（2020 年）4 月からは時間外労働の上限規制、令和 3 年（2021 年）4 月からは同一労働・同一賃金の原則が適用され、令和 6 年（2024 年）4 月からは長時間労働の背景に、業務の特性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた建設事業、自動車運転の業務、医師等にも適用が開始されています。

この度、北海道、北海道労働局、北海道経済産業局、北海道総合通信局、北海道運輸局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部では、中小企業・小規模事業者の方々の働き方改革に向けた取組を支援するため、各機関が所管する助成金・補助金のほか、相談窓口や企業認定制度など、働き方改革に係る支援制度を一冊にまとめた「ほっかいどう働き方改革支援ハンドブック 令和 7 年度（2025 年度）版」を作成しました。

このハンドブックは、事業主の方々に国や道などの働き方改革に係る支援制度の情報をわかりやすく提供するため、「テレワークの導入促進に関するもの」、「時間外労働抑制に関するもの」、「非正規社員の処遇改善に関するもの」など、取組の目的別に支援制度を掲載しておりますので、従業員がいきいきと働ける環境づくりに役立てていただければ幸いです。

○働き方改革関連法の主な改正内容について

改正内容	施行日	
	大企業	中小企業
時間外労働の上限規制	平成 31 年（2019 年）4 月～	令和 2 年（2020 年）4 月～
	建設事業、自動車運転の業務、医師等については、令和 6 年 4 月から適用が開始されています。	
年 5 日の年次有給休暇の確実な取得	平成 31 年（2019 年）4 月～	
雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 （同一労働同一賃金）	令和 2 年（2020 年）4 月～	令和 3 年（2021 年）4 月～

目的		支援制度	ページ
中小企業の範囲			1
働き方改革全般に関するもの	相談窓口	北海道働き方改革推進支援センター	2
		働き方改革関連特別相談窓口	3
		北海道ビジネスサポート・ハローワーク	4
	融資制度	中小企業総合振興資金融資制度（ステップアップ貸付【政策サポート「事業活性化（雇用）（生産性向上）」】）	5
	認定・表彰	健康経営優良法人認定制度	6
		北海道働き方改革推進企業認定制度	7
テレワークの導入促進に関するもの	助成金	人材確保等支援助成金（テレワークコース）	8
	相談窓口	テレワーク・ワンストップ・サポート事業	9
時間外労働抑制に関するもの	助成金	働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）	10
		働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）	11
		働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）	12
		働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）	13
非正規社員の処遇改善に関するもの	助成金	キャリアアップ助成金（正社員化コース）	14
		キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）	15
		キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）	16
		キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）	17
		キャリアアップ助成金（賞与・退職金制度導入コース）	18
		キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）	19
		キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）	20
最低賃金引き上げに関するもの	助成金	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）	21
人材育成に関するもの	助成金	人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	22
		人材開発支援助成金（人への投資促進コース）	23
		人材開発支援助成金（事業展開等リスキング支援コース）	24
		人材開発支援助成金（教育訓練休暇付与コース・長期教育訓練休暇等制度）	25
		人材確保等支援助成金	26
	訓練・研修	生産性向上人材育成支援センター（事業主支援事業）	27
	認定・表彰	北海道技能評価認定制度	28
		北海道産業貢献賞（認定職業訓練功労者）	29
		職業能力開発功労者に対する知事感謝状	30

女性活躍推進 に関するもの	助成金	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	31
		トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	32
	認定・表彰	えるぼし認定・プラチナえるぼし認定制度	33
		北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰	34
若者の活躍 に関するもの	認定・表彰	ユースエール認定制度	35
	相談窓口	北海道就業サポートセンター	36
高齢者の多様な働き方の導入促進 に関するもの	助成金	65歳超雇用推進助成金	37
		特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	38
	相談窓口	高齢者雇用に関する事業主支援	39
障がい者の多様な働き方の導入促進 に関するもの	助成金	障害者雇用納付金制度に基づく助成金	40
		トライアル雇用助成金 （障がい者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）	41
		特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	42
	認定・表彰	障がい者雇用関係功労者等表彰	43
		障がい者就労支援企業認証制度	44
	相談窓口	障害者就業・生活支援センター	45
		障害者雇用に関する事業主支援	46
	その他	職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業	47
U・Iターン に関するもの	補助金	副業・兼業人材活用促進補助金	48
	助成金	東京23区から北海道内に移住した方への支援金	49
	相談窓口	北海道プロフェッショナル人材センター	50
季節労働者 に関するもの	助成金	通年雇用助成金	51
		トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	52
仕事と子育ての両立 に関するもの	助成金	両立支援等助成金（出生時両立支援コース）【子育てパパ支援助成金】	53
		両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	54
		両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	55
		両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）	56
	認定・表彰	トライくるみん認定・くるみん認定・プラチナくるみん認定制度	57
	その他	子育て世代働き方改革に関する取組	58
仕事と不妊治療の両立 に関するもの	助成金	両立支援等助成金 （不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）	59
仕事と介護の両立 に関するもの	助成金	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	60

事業拡大 に関する もの	補助金	企業立地促進費補助金	61～62	
		北海道中小企業新応援ファンド事業助成金	63	
		INPIT 外国出願補助金	64	
	融資制度	中小企業総合振興資金融資制度	65	
	相談窓口	中小企業経営資源強化対策事業	66	
下請企業 の適正な 取引に関 するもの	相談窓口	下請かけこみ寺	67	
建設業向 けの支援	助成金	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	68	
		人材確保等支援助成金（建設分野）	69～70	
		人材開発支援助成金（建設分野）	71～72	
	認定・表彰	建設雇用改善優良事業所知事表彰	73	
医療・福 祉業向け の支援	補助金	子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金	74	
		介護事業所内保育所運営支援事業	75	
		介護ロボット導入支援事業	76	
		多様な勤務形態導入支援事業	77	
		外国人看護師候補者就労研修支援事業	78	
		新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業	79	
		医師就労支援事業費補助金（勤務体制整備事業）	80	
		地域医療勤務環境改善体制整備事業	81	
		地域医療勤務環境改善体制整備特別事業	82	
		勤務環境改善医師派遣等推進事業	83	
	訓練・研修	外国人介護人材受入研修事業	84	
	相談窓口	北海道医療勤務環境改善支援センター	85	
		ナースセンター事業/離職看護職員相談事業	86	
	その他	看護職員出向応援事業（地域応援看護師確保対策事業）	87	
		地域薬剤師確保推進事業（薬剤師登録派遣事業）	88	
	農林漁業 向けの支 援	補助金	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	89
		助成金	雇用就農資金（農業分野）	90
		相談窓口	北海道 6 次産業化サポートセンター	91
運輸業向 けの支援	認定・表彰	「ホワイト物流」推進運動	92	
		自動車運送事業者の働きやすい職場認証制度	93	
働き方改革に関連する事例集・サイトの紹介			94～100	
問い合わせ先			101～104	

中小企業の範囲

○ 「中小企業」の範囲は、下記のとおりとなっています。

産業分類	資本金の額・出資の総額	または	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

※ なお、上記にあげた中小企業の範囲は、法律や制度によって異なることがあります。

北海道働き方改革推進支援センター

★運営機関：北海道労働局雇用環境・均等部 指導課

どんな会社が利用できるの？

「働き方改革」に取り組む中小企業、小規模事業者を専門家が無料で支援します。

どんなサービスを提供してくれるの？

●「働き方改革」の実現に向けた課題に、社会保険労務士・弁護士・中小企業診断士などの専門家が人材確保や人材育成、各種助成金、労務管理・賃金制度等の悩みに無料でお答えします。

～このような相談に対応します～

- ①テレワーク導入に向けた労務管理について相談したい
 - ②同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇を改善したい
 - ③時間外労働を減らしたい ④生産性の向上を図るための工夫を相談したい
 - ⑤働き方改革を進める上で活用できる助成金を知りたい など
- 専門家が窓口・電話・メールで相談に応じるほか、企業を訪問して課題解決のための改善提案を行います。
（1企業につき原則3回、1回3時間まで。）
- 各地でセミナー（オンラインセミナー含む）や出張相談会を行います。

どうやって利用するの？

相談、訪問支援のお申し込みはお電話・メール・FAX・来所、いずれかでお問い合わせください。

所在地・利用時間

札幌市中央区大通東2丁目3番地1 第36桂和ビル6階

午前9時から午後5時（土日祝日を除く）

TEL:0800-919-1073 FAX:011-212-1151 E-mail: hokkaido@workstylereform.net

働き方改革関連特別相談窓口

★運営機関：北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室

どんな会社が利用できるの？

働き方改革関連法への対応等、働き方改革に取り組みたい、または取り組みの中での疑問や不安を解消したい中小企業、小規模事業者が利用できます。

どんなサービスを提供してくれるの？

■ 相談対応者

国が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」の専門家（社会保険労務士）

■ 相談方法

相談場所	実施方法	相談日時	申込方法
各（総合）振興局で	対面	各（総合）振興局が指定する日の 10：00～16：00 （ホームページ等をご確認ください。）	事前予約制 （相談をご希望の日の 1週間前を目途に最寄りの振興局へお問い合わせください。）
会社または 自宅等から	オンライン	北海道働き方改革推進支援センター 受付時間 平日9：00～17：00 （年末年始除く）	
	対面		

※なお、当日のお電話やご来庁によるご相談には道の職員が随時、対応いたします。

北海道ビジネスサポート・ハローワーク

★運営機関：北海道労働局職業安定部職業安定課

どんな会社が利用できるの？

主に札幌市内・近郊の中小企業の皆様及び創業をお考えの皆様へのサービスを無料で提供しております。

どんなサービスを提供してくれるの？

北海道(北海道中小企業総合支援センター)にて行う経営相談などの経営支援に関する各種サービスと、国(ハローワーク)にて行う雇用に関する助成金や求人などの人材確保に関するサービスを、それぞれの施設に足を運ぶことなくワンストップで受けることができます。

- 経営相談(同一フロア内の(公財)北海道中小企業総合支援センターの専門家等が行います。)
- 雇用助成金
 - ・各種助成金の案内・相談
(助成金の申請受理・支給は、北海道労働局雇用助成金さっぽろセンターが行います。)
- 人材確保・能力開発
 - ・求人の受理・求人コンサルティング
 - ・企業の在職者訓練に関する案内
- 事業主向け各種セミナーを定期的に開催しています。

どうやって利用するの？

予約は不要です。直接足をお運びください。

所在地・利用時間

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F
午前9時30分～午後5時(土日祝日を除く) TEL: 011-200-1622



中小企業総合振興資金融資制度

★取扱機関：北海道経済部地域経済局中小企業課

【ステップアップ貸付

【政策サポート「事業活性化(雇用)(生産性向上)」】

どんな会社が利用できるの？

新たな雇用を創出する事業、多様な人材の活躍など働き方改革の推進及び労働力の確保等に資する環境整備などに取り組む中小企業等がご利用いただけます。

どんなサービスを提供してくれるの？

■ 道内中小企業者等の雇用創出や働き方改革の推進等を支援するため、金融機関を通じ必要な事業資金等を融資します。

金融機関は、申し込みのあった都度、審査を行い、また、必要に応じて北海道信用保証協会の保証審査を経た上で、道の定める融資条件により資金の貸し付けを行います。

どうやって利用するの？

道内の金融機関でお申し込みください(一部金融機関を除く)

融資利率：1.2%～1.8%(融資期間に応じて異なります)

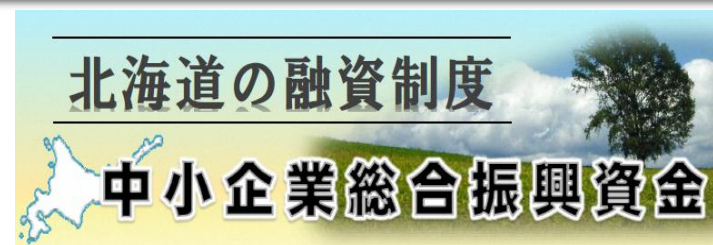
詳しくは、ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課（011-204-5346）

または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、

小樽商工労働事務所まで



健康経営優良法人認定制度

★推進機関：経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 次世代産業課

どんな内容の認定制度？

経済産業省では、健康長寿社会の実現に向けた取組の1つとして、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、健康の保持・増進につながる取組を戦略的に実践する「健康経営®」※¹を推進しています。具体的には、健康経営に取り組む法人を可視化し、社会的に評価される環境の整備を目指すため、日本健康会議※²が「健康経営優良法人」を認定しています。

本認定制度には、企業規模等により大規模法人部門（上位法人には「ホワイト500」の冠を付加）と、中小規模法人部門（上位法人には「ブライト500」「ネクストブライト1000」の冠を付加）の2つの部門があります。

【対象者】 大規模法人、中小規模法人

【申請料】 大規模法人部門：88,000円（税込）
中小規模法人部門：16,500円（税込）



健康経営優良法人認定制度のロゴマーク

※ 1：「健康経営®」は、特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標です。

※ 2：経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体が連携し、職場、地域で具体的な対応策を実現していくことを目的に組織された活動体。

認定された場合の特典は？

- 「健康経営優良法人認定制度」ロゴマークの使用
- 国や公共団体・公法人等による補助金申請時の加点や融資優遇
- 自治体による表彰、競争入札参加資格審査の加点 等

詳細はこちら

健康経営優良法人認定事務局（日本経済新聞社）のホームページ
<https://kenko-keiei.jp/>

北海道働き方改革推進企業認定制度

★取扱機関：北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室

どんな会社が利用できるの？

働き方改革に積極的に取り組んでいる企業が利用できます。

認定基準は？

■認定対象

国、地方公共団体を除き、道内に事業所を有し、道内において事業活動を行う従業員 1 人以上を雇用する法人、個人又は団体。

■認定基準等

「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」を3つの柱とする様々な働き方改革の取組を総合的に評価する認定制度であり、広範にわたる取組を行っている企業、より高い水準の取組を行っている企業が、高い評価を得ることができます。

3つの柱	評価項目(抜粋)
「多様な人材の活躍」	管理職に占める女性の割合、新卒3年以内離職率 等
「就業環境の改善」	年次有給休暇取得率、育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定 等
「生産性の向上」	付加価値向上の取組、生産性の伸び率 等

ホワイト認定 10ポイント以上	ブロンズ認定 15ポイント以上	シルバー認定 25ポイント以上* / 20ポイント	ゴールド認定(最終) 40ポイント以上* / 35ポイント
--------------------	--------------------	------------------------------	----------------------------------

※シルバー認定、ゴールド認定のポイントは労働者の人数により異なります。詳細はホームページをご覧ください。

■認定基準等

各企業の働き方改革の取組の熟度（獲得ポイント）に応じて、4つのグレードで認定。有効期間は2年間。

認定された場合の特典は？

- 「北海道働き方改革推進企業認定制度」ロゴマークの使用
- 北海道の融資制度「中小企業総合振興資金」の利用
- 北海道建設工事等競争入札参加資格審査の加点
- 北海道（経済部）におけるプロポーザル審査等の加点
- ハローワーク求人票への表示 等



人材確保等支援助成金（テレワークコース）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

良質なテレワークを制度として導入・実施することで、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主が利用できます。

どんな内容の助成金？

○助成金の対象となる取り組み

- ①労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作り ②就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修

要件		支給額
制度導入 助成	・テレワーク勤務に関する制度を規定した就業規則等を整備した事業主であること。 ・企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組みを行う事業主であること。 ・テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が所定の等	20万円
目標達成 助成	・制度導入助成を受けた事業主であること。 ・制度導入後の離職率が、制度導入前離職率以下となっていること。 ・制度導入後離職率が30%以下となっている事業主であること。 ・評価機関（目標達成助成）におけるテレワーク実績が評価期間（制度導入助成）等における実績以上であること	10万円 ＜15万円＞ ※ ＜ ＞内は賃金要件を満たした場合に適用されます。

※その他、詳細な支給要件については、支給要領をご確認ください。

詳細はこちら

厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

テレワーク・ワンストップ・サポート事業

★運営機関：北海道総合通信局・北海道労働局

※総務省、厚労省でそれぞれ実施していた相談事業に関し、令和4年度から一体的に運営しています。

どんな会社が利用できるの？

テレワークの導入を検討している企業であれば、規模を問わず皆様が無料で利用できます。

どんなサービスを提供してくれるの？

- テレワークに適したシステム（在宅勤務などを行うためのICT機器、システム）や情報セキュリティ、勤怠労務管理、その他テレワーク全般に関する情報提供・相談を行います。
- テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家(テレワークマネージャー)が、コンサルティングを実施します。
- 働き方改革の導入の効果やテレワーク導入にあたってのICTツール、セキュリティ、労務等に関する情報提供を行います。

➤ 相談費用：無料

➤ コンサルティング費用：無料（3回まで）

※いずれも通信料は利用者負担

どうやって利用するの？

- 電話、メール、来訪にてまずはお悩みをご相談ください。

電話：0120-861009

メール：sodan@japan-telework.or.jp

住所：101-0051

東京都千代田区神田神保町1-103 東京パークタワー2階

労務管理・ICTのコンサルティング

テレワーク導入を検討中の企業にテレワークマネージャーがサポート
無料で3回のコンサルティングが受けられます

3回まで
無料

テレワーク導入を検討中の企業に対して、テレワーク・マネージャーによるコンサルティングを3回まで無料で実施いたします。コンサルティングでは、主に以下のような内容のアドバイスをを行います。

- テレワーク導入時の就業規則に関すること
- テレワーク時の労働時間管理に関すること
- テレワークに適したシステムやICT機器に関すること
- テレワーク実施時の情報セキュリティに関すること
- その他テレワークにおける労務管理やICT活用に関すること

現状把握
課題確認と解決策検討 1回目

導入準備
準備のための措置制度
システム設計 2回目

導入後フォロー
継続・発展に向けて
課題と対策を検討 3回目

働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主（対象となる業種：建設業、運送業、病院等、情報通信業・宿泊業）

どんな内容の助成金？

○ 対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、年5日の年次有給休暇の取得に向けた就業規則等を整備していること、交付申請時点で36協定を締結している中小企業事業主

○ 以下の成果目標のうち1つ以上を選択して実施（業種により成果目標が異なります）

- 1 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減
- 2 年次有給休暇の計画的付与制度を新規導入
- 3 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入
- 4 9時間以上（運送業は10時間以上）の勤務間インターバルを導入
- 5 全ての対象事業場において、4週における所定休日を1日から4日以上増加【建設業】
- 6 医師の働き方改革の推進（労務管理体制の構築等と医師の労働時間の実態把握と管理を実施）【病院等】

※上記成果目標に加え、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上、5%以上、7%以上引き上げることを成果目標に加えることができます

○ 以下の支給対象となる取組のうち1つ以上を実施

- ① 労務管理担当者に対する研修（※1）、② 労働者に対する研修（※1）、周知・啓発、③ 外部専門家によるコンサルティング、④ 就業規則・労使協定等の作成・変更、⑤ 人材確保に向けた取組、⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※2）、⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（※2）

※1 研修には、業務研修も含まれます ※2 原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません

○ 支給額（企業規模や取組内容により助成率が、また、成果目標ごとに上限額が異なります）

取組に要した費用の3/4又は4/5を助成（選択した成果目標ごとに25万円～250万円が上限額）

取組内容により25万円～250万円の上限額。なお、指定対象労働者の時間当たりの賃金引き上げを成果目標にした場合は、最大720万円を上限額に加算

北海道労働局雇用環境・均等部企画課に対し、事前に交付申請が必要です（令和7年11月28日まで）

この他にも詳細な要件がありますので、厚生労働省ホームページをご確認ください

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主

どんな内容の助成金？

○ 対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、労働基準法第39条第7項に基づく時季指定等について記載がある就業規則を整備している中小事業主（下記の成果目標1を選択する場合は、あわせて36協定を締結し、労働基準監督署に届出ている事業主）

○ 以下の成果目標から1つ以上を選択して実施

- 1 月60時間を超える特別条項付き36協定の時間外・休日労働の縮減
- 2 年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入
- 3 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱に規定する特別休暇を1つ以上を新規導入

※ 上記成果目標に加え、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上、5%以上、7%以上引き上げることを成果目標に加えることができます

○ 助成対象となる取組（いずれか1つ以上を実施）

① 労務管理担当者に対する研修（※1）、② 労働者に対する研修（※1）、周知・啓発、③ 外部専門家によるコンサルティング、④ 就業規則・労使協定等の作成・変更、⑤ 人材確保に向けた取組、⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※2）、⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（※2）

※1 研修には、業務研修も含まれます ※2 原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません

○ 支給額（企業規模や取組内容により助成率が、成果目標により上限額が異なります）

取組に要した費用の3/4又は4/5を助成（成果目標1は150万円、成果目標2及び3はそれぞれ25万円が上限額）

なお、指定する労働者の時間当たりの賃金額の引上げを成果目標とした場合、最大720万円を上限額に加算

北海道労働局雇用環境・均等部企画課に対し、事前に交付申請が必要です（令和7年11月28日締切）

この他にも詳細な要件がありますので、厚生労働省ホームページをご確認ください

働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

勤務間インターバル（勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図る制度）の導入・拡大に取り組む中小企業事業主

どんな内容の助成金？

○ 対象事業主

以下の①～③のいずれかに該当する事業場を有する、労働者災害補償保険の適用事業主であり、かつ、36協定の締結・届出及び労働基準法第39条第7項に基づく時季指定等について記載がある就業規則を整備している中小企業事業主

- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休息时间数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休息时间数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

○ 以下の成果目標から1つ以上を選択して実施

- 1 勤務間インターバルの新規導入（対象事業主①）、2 適用範囲の拡大（対象事業主②）、3 時間延長（対象事業主③）

※ 上記成果目標に加え、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上、5%以上、7%以上引き上げることを成果目標に加えることができます

○ 助成対象となる取組（いずれか1つ以上を実施）

- ① 労務管理担当者に対する研修(※1)、② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発、③ 外部専門家によるコンサルティング、④ 就業規則・労使協定等の作成・変更、⑤ 人材確保に向けた取組、⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※2)、⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※2)

※1 研修には、業務研修も含まれます ※2 原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません

○ 支給額（企業規模や取組内容により助成率が、成果目標により上限額が異なります）

取組に要した費用の3/4又は4/5を助成（成果目標ごとに50万円～120万円の上限額）

なお、指定する労働者の時間当たりの賃金額の引上げを成果目標とした場合は、最大720万円を上限額に加算

北海道労働局雇用環境・均等部企画課に対し、事前に交付申請が必要です。（令和7年11月28日締切）

この他にも詳細な要件がありますので、厚生労働省ホームページをご確認ください。

働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな団体が利用できるの？

中小企業事業主の団体やその連合団体等（以下「事業主団体等」といいます。）が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます。）の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施する場合に利用できます。

どんな内容の助成金？

○ 対象となる団体

3事業主以上(下記③共同事業主においては10事業主以上)で構成される、事業主団体等（※1）

※1 ① 法律で規定する団体（事業協同組合等）、② 左記①以外の事業主団体（一定の要件有）、③ 共同事業主（共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を作成している等の要件を満たすこと）

○ 以下の成果目標から1つ以上を選択して実施

- ① 市場調査の事業、② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業、
- ③ 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験（労働費用を除く）の事業、
- ④ 下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先との調整の事業、
- ⑤ 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業、⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業、
- ⑦ セミナーの開催等の事業、⑧ 巡回指導、相談窓口の設置等の事業、
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業、⑩ 人材確保に向けた取組の事業

○ 支給額

事業実施計画で定める時間外労働の削減または賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の1／2以上に対してその取組又は取組結果を活用した場合に支給・以下のいずれか低い方の額

- ① 対象経費の合計額
- ② 総事業費から収入額（試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合等）を控除した額
- ③ 上限額（原則、500万円。都道府県単位又は複数の都道府県単位で構成する事業主団体等（傘下企業が10者以上）に該当する場合は1,000万円）

北海道労働局雇用環境・均等部企画課に対し、事前に交付申請が必要です。（令和7年11月28日締切）

この他にも詳細な要件がありますので、厚生労働省ホームページをご確認ください。

キャリアアップ助成金（正社員化コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター 6 階

どんな会社が利用できるの？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化の取組を実施した会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

○有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に支給されます（1 人当たり）。

■助成額 ※ 1 年度 1 事業所当たりの支給申請上限人数20名

支援対象者	企業規模	有期 → 正規	無期 → 正規
重点支援対象者（※）	中小企業	80万円（40万円×2期）	40万円（20万円×2期）
	大企業	60万円（30万円×2期）	30万円（15万円×2期）
上記以外	中小企業	40万円（40万円×1期）	20万円（20万円×1期）
	大企業	30万円（30万円×1期）	15万円（15万円×1期）

※重点支援対象者とは、a～cのいずれかに該当する者

a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者

b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者

①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下

②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない

c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

※雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします

■加算額 ※ 1 事業所当たり 1 回のみ

措置内容	加算額
①正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等をした場合	20万円（大企業15万円）
②多様な正社員制度（※）を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合	40万円（大企業30万円）

※勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上の制度

キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター 6 階

どんな会社が利用できるの？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化の取組を実施した会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

○障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した場合に支給されます（1人当たり）。

■助成額 ※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数20名

支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期間における支給額
重度身体障害者 重度知的障害者 精神障害者	有期→正規	120万円（90万円）	1年 （1年）	60万円×2期（45万円×2期）
	有期→無期	60万円（45万円）		30万円×2期（22.5万円×2期）
	無期→正規	60万円（45万円）		30万円×2期（22.5万円×2期）
重度以外の身体障害者、 重度以外の知的障害者、 発達障害者、難病患者、 高次脳機能障害と診断	有期→正規	90万円（67.5万円）		45万円×2期（33.5万円×2期） ※第2期の支給額は34万円
	有期→無期	45万円（33万円）		22.5万円×2期（16.5万円×2期）
	無期→正規	45万円（33万円）		22.5万円×2期（16.5万円×2期）

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター 6 階

どんな会社が利用できるの？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、処遇改善の取組を実施した会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

○有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を 3 %以上増額改定させ、その規定を適用させた場合に支給されます。

■助成額 ※ 1 年度 1 事業所当たりの支給申請上限人数100名

企業規模	3 %以上 4 %未満	4 %以上 5 %未満	5 %以上 6 %未満	6 %以上
中小企業	4 万円	5 万円	6.5 万円	7 万円
大企業	2.6 万円	3.3 万円	4.3 万円	4.6 万円

■加算額 ※ 1 事業所当たり 1 回のみ

措置内容	加算額
①職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合	20 万円（大企業 15 万円）
②有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合	40 万円（大企業 30 万円）

キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター 6 階

どんな会社が利用できるの？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、処遇改善の取組を実施した会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

○有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者との共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に支給されます。

■助成額 ※ 1 事業所当たり 1 回のみ

企業規模	支給額
中小企業	60万円
大企業	45万円

キャリアアップ助成金（賞与・退職金制度導入コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター 6 階

どんな会社が利用できるの？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、処遇改善の取組を実施した会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

○有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に支給されます。

■助成額 ※ 1 事業所当たり 1 回のみ

企業規模	賞与または退職金制度いずれかを導入	賞与および退職金制度を同時に導入
中小企業	4 0 万円	5 6 . 8 万円
大企業	3 0 万円	4 2 . 6 万円

キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター 6 階

どんな会社が利用できるの？

短時間労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、処遇改善の取組を実施した会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

- 雇用する短時間労働者に、以下のいずれかの取組を講じた場合に支給します（1 人当たり）。※令和 8 年 3 月 31 日までの暫定措置
- ◎新たに社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった際に、賃金総額を増加させる取組（手当支給・賃上げ・労働時間延長）を行った場合
 - ◎週の所定労働時間を 4 時間以上延長する等を実施し、これにより当該労働者が社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった場合

■助成額

（1）手当等支給メニュー

企業規模	① 1 年目の取組	② 2 年目の取組	③ 3 年目の取組
中小企業	4 0 万円（1 0 万円×4 期）		1 0 万円
大企業	3 0 万円（7.5 万円×4 期）		7.5 万円

①、②：労働者負担分の社会保険料相当額（標準報酬月額等の15%以上）の手当支給又は賃上げ

③：基本給の総支給額の18%以上増額（賃上げ等、労働時間延長あるいはその両方による増額）

（2）労働時間延長メニュー

企業規模	延長時間 賃金引き 上げ率	4 時間以上	3 時間以上 4 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	1 時間以上 2 時間未満
		-	5 %以上	10%以上	15%以上
中小企業		3 0 万円			
大企業		2 2.5 万円			

（3）併用メニュー

社会保険加入後、1 年目に（1）手当等支給メニュー①の取組を行い、2 年目に（2）労働時間延長メニューの取組を行った場合も、それぞれの額を支給します。

キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター 6 階

どんな会社が利用できるの？

短時間労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、処遇改善の取組を実施した会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

○【令和 7 年 7 月新設】短時間労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った場合に支給します（1 人当たり）。

■助成額 ※小規模企業とは、常時雇用する労働者数が30人以下である事業主
（1）1 年目の取組 ※複数年かけて下記要件を満たす場合も対象

所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
① 5 時間以上	-	5 0 万円	4 0 万円	3 0 万円
② 4 時間以上 5 時間未満	5 %以上			
③ 3 時間以上 4 時間未満	10%以上			
④ 2 時間以上 3 時間未満	15%以上			

（2）2 年目の取組

所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
①労働時間を更に 2 時間延長	-	2 5 万円	2 0 万円	1 5 万円
-	②基本給を更に 5 %以上増加 または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

■社会保険適用時処遇改善コース（労働時間延長メニューまたは併用メニュー）から切り替え申請が出来ます
社会保険適用時処遇改善コースの取組を進めていても、本コースの要件を充足する場合、切り替えての申請が可能です。
ただし、支給申請期間が令和 7 年 7 月 1 日より前（同年 6 月30日以前）に終了する場合は、切り替えできません。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げる中小企業事業者が利用できます。

どんな内容の助成金？

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

コース区分	引上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額 ()は事業場規模30人未満の事業者	
30円 コース	30円以上	1人	30万円（60万円）	(※)10人以上の上限額区分は、物価高騰等要件に該当する事業者 が対象になります。 ・物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化 等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が 3%ポイント以上低下している事業者
		2～3人	50万円（90万円）	
		4～6人	70万円（100万円）	
		7人以上	100万円（120万円）	
		10人以上※	120万円（130万円）	
45円 コース	45円以上	1人	45万円（80万円）	
		2～3人	70万円（110万円）	
		4～6人	100万円（140万円）	
		7人以上	150万円（160万円）	
		10人以上※	180万円（180万円）	
60円 コース	60円以上	1人	60万円（110万円）	
		2～3人	90万円（160万円）	
		4～6人	150万円（190万円）	
		7人以上	230万円（230万円）	
		10人以上※	300万円（300万円）	
90円 コース	90円以上	1人	90万円（170万円）	
		2～3人	150万円（240万円）	
		4～6人	270万円（290万円）	
		7人以上	450万円（450万円）	
		10人以上※	600万円（600万円）	

※支給要件については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

人材開発支援助成金（人材育成支援コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階

どんな会社が利用できるの？

事前に提出した計画届に従い、雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した会社が助成対象となります（経費助成・賃金助成）

どんな内容の助成金？

- 雇用保険の被保険者を対象とする訓練（ただし、有期実習型訓練は非正規労働者のみ対象）
- 10時間以上のOFF-JT（人材育成訓練）
OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練（認定実習併用職業訓練、有期実習型訓練）
- 有期実習型訓練は正規雇用等への転換を行った場合に限り助成

【助成率・助成額】（賃金助成額は1人1時間あたり。なお、上限額あり）

訓練メニュー	経費助成		賃金助成		OJT助成	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
人材育成訓練	正規雇用 45%	正規雇用 30%	800円	400円	—	
	非正規雇用 70%					
認定実習併用職業訓練	45%	30%	800円	400円	20万円	11万円
有期実習型訓練	75%		800円	400円	10万円	9万円

※正規雇用等への転換とは、正社員化（勤務地限定正社員、短時間正社員等も含む）、有期契約労働者の無期労働契約への転換を言います

※賃金要件・資格手当等要件を満たした場合は、上記助成率・助成額に上乗せして支給（別途申請が必要）

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階

どんな会社が利用できるの？

事前に提出した計画届に従い、雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した会社が助成対象となります（経費助成・賃金助成）

どんな内容の助成金？

- 雇用保険の被保険者を対象とする訓練
- 「人への投資」を促進するため、国民の方からのご提案を形にした訓練コース
- 高度デジタル人材の育成や定額制（サブスク型）訓練など、訓練の目的・内容に応じた訓練メニュー
- 10時間以上のOFF-JT
OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練（情報技術分野等認定実習併用職業訓練）

【助成率・助成額】（賃金助成額は1人1時間あたり。なお、上限額あり）

訓練メニュー	経費助成		賃金助成		OJT助成	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
高度デジタル人材育成訓練	75%	60%	1,000円	500円	—	—
成長分野等人材育成訓練	75%		国内大学院での訓練 1,000円		—	
情報技術分野認定実習併用職業訓練	60%	45%	800円	400円	20万円	11万円
定額制訓練	60%	45%	対象外（経費助成のみ）		—	
自発的職業能力開発訓練	45%		—		—	

※賃金要件・資格手当等要件を満たした場合は、上記助成率・助成額に上乗せして支給（別途申請が必要）

人材開発支援助成金（事業展開等リスティング支援コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階

どんな会社が利用できるの？

事前に提出した計画届に従い、雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した会社が助成対象となります（経費助成・賃金助成）

どんな内容の助成金？

- 雇用保険の被保険者を対象とする訓練
- 10時間以上のOFF-JT（定額制（サブスク型）訓練等も利用可能）
- 訓練の目的が以下のいずれかに該当
 - ① 新規事業の立ち上げなど「**事業展開**」に必要となる専門的な知識や技能を習得するため
 - ② 事業展開は伴わないが、企業における「**DX（デジタル・トランスフォーメーション）化の推進**」に必要となる専門的な知識や技能を習得するため
 - ③ 事業展開は伴わないが、企業における「**グリーン・カーボンニュートラル化の推進**」に必要となる専門的な知識や技能を習得するため

【助成率・助成額】（賃金助成額は1人1時間あたり。なお、上限額あり）

訓練コース	経費助成		賃金助成	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
事業展開等リスティング支援コース	75%	60%	1,000円	500円

※事業展開等リスティング支援コースにて定額制（サブスク型）訓練を利用した訓練を実施した場合は賃金助成は対象外（経費助成のみ）

※賃金要件・資格手当等要件を満たした場合は、上記助成率・助成額に上乗せして支給（別途申請が必要）

人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース・長期教育訓練休暇等制度）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階

どんな会社ができるの？

雇用する労働者が自発的に職業能力の向上のための訓練を受けられるよう教育訓練休暇制度を導入し、対象労働者が導入した教育訓練休暇制度を利用して訓練を受けた場合に助成する制度です（制度導入助成・一部賃金助成）

どんな内容の助成金？

- 被保険者を対象とする教育訓練休暇制度、長期教育訓練休暇制度、短時間勤務制度を導入
- 労働者が実際に導入された制度を利用して訓練を受ける（日数等の要件あり）

【助成率・助成額】（賃金助成額は1人1日あたり。なお、上限額あり）

訓練メニュー	制度導入助成	賃金助成	
		中小企業	大企業
教育訓練休暇制度	30万円	—	—
長期教育訓練休暇制度	20万円	1,000円	800円
教育訓練短時間勤務等制度	20万円	—	—

※賃金要件・資格手当等要件を満たした場合は、上記助成率・助成額に上乗せして支給（別途申請が必要）

詳細はこちら

厚生労働省 人材開発支援助成金ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

北海道労働局 人材開発支援助成金「人への投資促進コース」特設ページ

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/joseikin/hitoenotoushi04.html

北海道労働局 人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース」特設ページ

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/joseikin/riskilling04.html

人材確保等支援助成金

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階

どんな会社可以利用できるの？

雇用管理制度の導入などを通じて、人材の定着・離職率の低下に取り組む会社可以利用できます。

どんな内容の助成金？

コース	概要	助成額
雇用管理制度・雇用環境整備 助成コース (整備計画新規受付再開)	雇用管理制度又は業務負担軽減機器等の導入を 通じて、従業員の離職率が一定以上低下した場合 に助成	雇用管理制度の導入 ：40万円又は20万円
		業務負担軽減機器等の導入 ：対象経費の1/2
中小企業団体助成コース	改善計画の認定を受けた中小企業団体が構成中 小企業のために、人材確保や従業員の職場定着を 支援するための事業を行った場合に助成	対象経費の2/3
外国人労働者就労環境整備 助成コース	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を 通じて、外国人労働者の職場定着が図られた場合に 助成	1制度導入につき20万円

※上限額あり

詳細はこちら

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、中小企業団体助成コース

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html

外国人労働者就労環境整備助成コース

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html

生産性向上人材育成支援センター（事業主支援事業）

★運営機関：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道職業能力開発促進センター（ポリテクセンター北海道）

どんな会社が利用できるの？

企業の人材育成と労働者の職業能力開発などを通じて、生産性向上を目指す中小企業等を支援します。

支援の流れは？

企業の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成に必要な支援を一貫して行っています。

- 人材育成に関する相談：担当者が企業を訪問して人材育成に関する課題や方策等を整理します。
- 人材育成プランの提案：課題等に合わせて以下の支援メニューの中から最適なプランを提案します。
- 職業訓練の実施：企業の人材育成プランに応じて職業訓練の実施やテクノインストラクター（職業訓練指導員）を派遣します。

支援メニューは？

- 在職者訓練（ものづくり分野における専門的な知識及び技能・技術の習得を支援）
- 生産性向上支援訓練（企業の生産性向上に必要な知識等の習得を支援）
- テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣・ポリテクセンターやポリテクカレッジの施設・設備の貸出

※在職者訓練もしくは生産性向上支援訓練に従業員に受講させた事業主の方は、人材開発支援助成金を利用して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などの助成を受けることができます。

所在地

札幌市西区二十四軒4条1-4-1 ポリテクセンター北海道内

TEL：011-640-8828 FAX：011-640-8958

※北海道内のポリテクセンター（旭川、釧路、函館）、北海道ポリテクカレッジ（小樽）にも生産性向上人材育成支援センターを設置しています。

北海道技能評価認定制度

★取扱機関：北海道経済部労働政策局産業人材課

どんな会社が利用できるの？

国家検定である技能検定で実施していない職種・作業について、独自に技能評価（社内検定等）を行っている企業等が利用できます。

認定基準は？

■ 認定対象

- ・北海道内に事業所を有する事業主等が行うもの
- ・技能者及び技能的職種に従事している者等を対象とした技能評価

■ 認定要件

- ・従業員が有する職業に必要な技能及び知識について行われるものであること
- ・直接営利を目的としないものであること
- ・定期的（原則として年1回以上）に実施されること
- ・評価基準が明確かつ適切であること
- ・実施方法が公平であること

認定された場合の特典は？

- 認定を受けた技能評価について、「北海道認定技能評価」の表示をすることができます。
- 事業主等が交付する合格書に、北海道知事が認定した技能評価である旨の証明を受けることができます。

北海道産業貢献賞（認定職業訓練功労者）

★取扱機関：北海道経済部労働政策局産業人材課

表彰の対象は？

道内において、職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練に従事し、その発展に貢献したと認められる個人を対象とします。

表彰基準は？

表彰時において、認定職業訓練を行っている事業所又は認定職業訓練団体等の役職者、指導員、講師、事務担当等の職責に10年以上従事し、かつ45歳以上の個人で、昭和49年度から実施されている職業能力開発功労者に対する知事感謝状の受賞者であること。

候補者の選考は？

表彰基準を満たす者の中から総合振興局長又は振興局長が選考し、知事に対して推薦します。知事は贈呈に至る功労を勘案し、13名以内の被表彰者を決定します。決定後、例年11月に表彰式にて、表彰状を授与します。

職業能力開発功労者に対する知事感謝状

★取扱機関：北海道経済部労働政策局産業人材課

表彰の対象は？

認定訓練、技能検定、技能尊重等の推進に貢献又は協力し、その業績が顕著な団体、事業所及び個人が対象となります。

表彰基準は？

認定訓練、技能検定に関連する業種別団体、事業所及び個人等でその実施に貢献又は協力し、業績顕著なもの。

ただし、既に同じ功績で産業貢献賞等の知事賞や厚生労働大臣表彰を受けておられる団体、事業所及び個人は対象外です。

候補者の選考は？

表彰基準を満たす者の中から総合振興局長又は振興局長が選考し、知事に対して推薦します。知事は贈呈に至る功労を勘案し、贈呈者を決定します。決定後知事感謝状は推薦した総合振興局長又は振興局長から贈呈されます。

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター（大樹生命札幌共同ビル）、ハローワーク

どんな会社が利用できるの？

母子家庭の母等や障害者などの就職が特に困難な者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の被保険者）として雇い入れる会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

○主な要件

雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、65歳以上に達するまで雇用して、かつ雇用期間が継続して2年以上であること

■助成額 ★（ ）内は、中小企業以外

対象労働者		助成額	対象期間
短時間労働者以外	母子家庭の母、 高年齢者（60歳以上）等	60万円 (50万円)	1年 (1年)
	重度障害者等を除く身体・知的障害者	120万円 (50万円)	2年 (1年)
	重度障害者等	240万円 (100万円)	3年 (1年6か月)
短時間労働者	母子家庭の母、 高年齢者（60歳以上）等	40万円 (30万円)	1年 (1年)
	身体・知的・精神障害者	80万円 (30万円)	2年 (1年)

※短時間労働者：1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満

※短時間労働者以外：1週間の所定労働時間が30時間以上

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター（大樹生命札幌共同ビル）、ハローワーク

どんな会社が利用できるの？

ハローワーク等の紹介により、母子家庭の母等、就職の援助を行うにあたって特別な配慮を要する求職者を試行雇用（原則 3 か月間）する会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則 3 か月間試行雇用することで、その適性や能力を見極め、常用雇用へのきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認したうえで常用雇用に移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

■ 助成額

コース	月額助成額	最長期間
一般トライアルコース	4 万円	3 か月間

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1 人あたり月額 5 万円（最長 3 か月間）となります。

※障害者を対象とするコースもあります（障害者トライアルコース及び障害者短時間トライアルコース）。

★ハローワーク等に対し、事前に「トライアル雇用求人」の申込みが必要です。
支給要件等の詳細につきましては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

えるぼし認定・プラチナえるぼし認定制度

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 指導課

どんな会社利用できるの？

女性の活躍に関する状況把握や課題分析を踏まえた行動計画の策定等を行い、一定の認定基準を満たした企業

認定基準は？

●「えるぼし認定」は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、周知、公表し、その旨の都道府県労働局への届出、女性の活躍推進企業データベースへの情報の公表が必要です。

～認定基準～

採用した労働者に占める女性労働者の割合や男女の平均継続勤務年数の差異、女性の管理職比率等、5つの評価項目があります。

評価項目を満たした数に応じて、取得できる認定段階（マーク）が3段階（3つ星から1つ星まで）あります。

●「プラチナえるぼし認定」は、えるぼし認定企業のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良であり、「作成した行動計画に定めた目標を達成すること」、「5つの評価項目をすべて満たしていること」、「情報公開項目のうち8項目以上を毎年公表していること」など、より高い水準の認定基準を達成することが必要です。

認定された場合の特典は？

●厚生労働大臣認定マーク（えるぼし）を商品や広告に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。それにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

●公共調達における加点評価

配点割合も含めた加点評価の詳細については、契約の内容に応じ、公共調達を行う各省庁において定められます。

（中小企業の場合は行動計画の策定・届出を行うだけで加点の対象になる場合があります。）



北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰

★取扱機関：北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室

どんな会社を対象となるの？

表彰募集の締切日までに、北海道働き方改革推進企業認定制度（本ハンドブックP 7 参照）におけるブロンズ又はシルバーの認定区分に認定されている企業で、労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革や女性の職業生活における活躍に積極的に取り組んでいる企業を表彰します。

選考にあたっての考え方は？

表彰の対象となる企業は、次の要件を満たす企業で、これらの取組について、総合的に審査し選考することとしております。

- (1) 仕事と家庭の両立を積極的に推進するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、制度の活用促進に積極的に取り組んでいること。
- (2) 在宅勤務や短時間勤務などの多様な働き方や職場復帰制度、長時間労働抑制の取組など、労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいること。
- (3) 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定し、かつ、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、取組の促進を図っていること。
- (4) 女性の積極的な採用や管理職種等への昇進機会の提供など、女性をはじめとした多様な人材の活躍の推進に積極的に取り組んでいること。

昨年度の表彰企業は？

- 株式会社ケン・ホテルマネジメントキャビン北海道（札幌市・ホテル業）
- 株式会社ホームスター（旭川市・不動産業）

ユースエール認定制度

★取扱機関：北海道労働局職業安定部 職業安定課

どんな会社が利用できるの？

若者の採用・育成に積極的、かつ雇用管理の状況などが優良な中小企業が利用できます。

認定基準は？

■ 主な認定基準は次のとおりです。

- ・ 直近三事業年度の、新卒者などの離職率が20%以下
- ・ 前事業年度の、正社員の月平均の所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ
- ・ 前事業年度の、正社員の有給休暇の、年平均の取得日数が年10日以上、または、年平均取得率（※）70%以上など・・・

※ 付与日数に占める取得日数の平均

認定された場合のメリットは？

- ハローワークなどで重点的PRを実施
- 就職面接会などへの積極的なご案内により、参加が可能
- 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- 日本政策金融公庫による低利融資
- 公共調達における加点評価



北海道就業サポートセンター

★運営機関：北海道経済部労働政策局雇用労政課

どんな会社が利用できるの？

「若い社員が定着しない」、「新入社員の育成や研修について知りたい」などに悩んでいる道内企業の皆様が利用できます。

どんなサービスを提供してくれるの？

北海道就業サポートセンターでは、若年者の地域産業への就業促進に向け、企業に対して人材確保と職場定着に関するアドバイスをを行います。

一般的・基礎的なものは各（総合）振興局に設置している「北海道就業サポートセンター」が対応します。
専門的な知見が必要な相談は相談内容に応じた専門機関を紹介します。

どうやって利用するの？

下記の連絡先までご相談ください。

所在地・利用時間

- 北海道就業サポートセンター所在地
各（総合）振興局 産業振興部商工労働観光課内

65歳超雇用推進助成金

★取扱機関：（独）高齡・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 高齡・障害者業務課

どんな会社が利用できるの？

高年齢者の雇用の安定に資する措置を講じる事業主の方に国の予算の範囲において、以下の助成金を支給します。

どんな内容の助成金？

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度の整備に係る措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

【措置内容】

雇用管理制度の整備（賃金・人事処遇制度、労働時間制度、健康管理制度等）に係る措置の実施

【支給額】

措置内容や、企業規模によって異なります。

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止または希望者全員を対象とする66歳以上への継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、実施した措置等に応じて一定額を助成します。

【支給額】

措置内容や、対象被保険者数、定年年齢を引上げる年数等に応じて10万円～160万円を支給します。

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用転換制度に基づき、無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、一定額を助成します。

【措置内容】

- (1) 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定
- (2) 高年齢者雇用等推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置の実施

【支給額】

企業規模や対象労働者数によって異なります。

※ 支給にかかる要件や申請の期限等が定められていますので、詳細は（独）高齡・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 高齡・障害者業務課までお問い合わせください。（TEL（011）622-3351）

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター（大樹生命札幌共同ビル）、ハローワーク

どんな会社が利用できるの？

高年齢者（60歳以上）や障害者などの就職が特に困難な者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の被保険者）として雇い入れる会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

○主な要件

雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、65歳以上に達するまで雇用して、かつ雇用期間が継続して2年以上であること

■助成額 ★（ ）内は、中小企業以外

対象労働者		助成額	対象期間
短時間労働者以外	高年齢者（60歳以上）、 母子家庭の母等	60万円 (50万円)	1年 (1年)
	重度障害者等を除く身体・知的障害者	120万円 (50万円)	2年 (1年)
	重度障害者等	240万円 (100万円)	3年 (1年6か月)
短時間労働者	高年齢者（60歳以上）、 母子家庭の母等	40万円 (30万円)	1年 (1年)
	身体・知的・精神障害者	80万円 (30万円)	2年 (1年)

※短時間労働者：1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満

※短時間労働者以外：1週間の所定労働時間が30時間以上

高齢者雇用に関する事業主支援

★運営機関：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 高齢・障害者業務課

どんな会社が利用できるの？

高齢者雇用のための条件整備をしたい事業主に対し、各種の支援をします。

どんなサービスを提供してくれるの？

無料

制度改善提案 相談・助言サービス

70歳雇用推進プランナー又は高齢者雇用アドバイザー（※）が、将来に向けた高齢者の戦力化に役立つ提案、高齢者の雇用に必要な環境の整備に関する相談・助言を行います。

- 70歳までの定年引上げや継続雇用延長等の制度改定に関する具体的提案
- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

◆ 企業診断システムによる診断サービスの提供

簡単な質問票に記入いただき、高齢者を活用する上での課題（職場改善、健康管理、教育訓練など）を見つけ出し、その課題解決策についてアドバイスします。

◆ 他社の取組みにおける好事例の提供

有料

企画立案等サービス

70歳雇用推進プランナー等が、その専門性を活かして人事・労務管理上の諸問題について具体的な解決策を作成し、高齢者の継続雇用等を図るための条件整備をお手伝いします。

中高齢従業員の就業意識の向上等を支援するために、事業主の要望に合った研修プランをご提案し、研修を行います。

※ 70歳雇用推進プランナー等とは、高齢者の雇用に関する専門知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント ● 社会保険労務士 ● 中小企業診断士 ● 学識経験者 など

どうやって利用するの？

まずは、お問い合わせください。（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 高齢・障害者業務課 （TEL (011) 622-3351）

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

★取扱機関：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 高齢・障害者業務課

どんな会社が利用できるの？

事業主等が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に、これらの事業主等に対して予算の範囲内で助成金を支給します。

どんな内容の助成金？

雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主への助成金

1 障害者介助等助成金

- (1) **職場介助者の配置又は委嘱助成金**
対象となる障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱
- (2) **手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金**
聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱
- (3) **職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱助成金**
障害者の職業生活に関する相談・支援の業務を専門に担当する者の配置または委嘱
- (4) **職場支援員の配置又は委嘱助成金**
職場定着のための援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱

(5) **職場復帰支援助成金**

職場復帰のために必要な職場適応の措置の実施

(6) **重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金**

重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者の業務遂行のために、必要な職場介助をサービス事業者に委託

2 職場適応援助者助成金

- (1) **訪問型職場適応援助者助成金**
企業に雇用される障害者に対して、訪問型職場適応援助者による職場適応援助を実施
- (2) **企業在籍型職場適応援助者助成金**
自社で雇用する障害者に対して、企業在籍型職場適応援助者を配置し、職場適応援助を実施

通勤を容易にするための措置を行う事業主への助成金

重度障害者等通勤対策助成金

- (1) **住宅の賃借助成金、住宅手当の支払助成金**
- (2) **指導員の配置助成金、通勤援助者の委嘱助成金**
- (3) **通勤用バスの購入助成金**
- (4) **通勤用バス運転従事者の委嘱助成金**
- (5) **駐車場の賃借助成金**
- (6) **重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金**

作業施設、作業設備、福祉施設等の整備を行う事業主への助成金

- 1 **障害者作業施設設置等助成金**
作業施設・作業設備等の設置、整備、賃借
- 2 **障害者福祉施設設置等助成金**
福祉施設の設置、整備
- 3 **重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金**
重度障害者を多数継続雇用し、事業施設等を設置、整備

※ 支給にかかる要件や申請の期限等が定められていますので、詳細は（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 高齢・障害者業務課までお問い合わせください。（TEL (011) 622-3351）

トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター（大樹生命札幌共同ビル）、ハローワーク

どんな会社が利用できるの？

就職が困難な障害者を短期間（約 3 ～ 6 か月間）試行的に雇用（トライアル雇用）する場合に、一定額を助成します！

どんな内容の助成金？

■ 助成額

1 障害者トライアルコース

- ・ 対象労働者 1 人当たり月額 4 万円（最大 3 か月）
- ・ ただし、精神障害者を雇い入れる場合は、支給対象期間が最大 6 か月となり、最初の 3 か月は月額 8 万円、残り 3 か月は月額 4 万円の支給となります。
- ・ 欠勤等により就労日数が就労予定していた日数より少ない場合は減額支給又は不支給になる場合があります。

2 障害者短時間トライアルコース

- ・ 対象労働者 1 人当たり月額 4 万円（最大 12 か月）
- ※ 障害者短時間トライアルコースとはハローワークに求職登録している精神障がい者・発達障がい者を、原則 3 か月以上 1 2 か月以内、週 1 0 時間以上 2 0 時間未満の雇用契約で雇い入れ、同期間中に週 2 0 時間以上働くことを目指していきます。

■ 対象労働者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難治性疾患患者等

■ ご利用方法

ハローワーク等の紹介により対象労働者を障害者トライアル雇用、または障害者短時間トライアル雇用として雇入れることが条件となります。

※助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお尋ねください。

特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター（大樹生命札幌共同ビル）、ハローワーク

どんな会社が利用できるの？

発達障害者及び難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により、継続雇用する労働者（雇用保険の被保険者）として雇い入れる会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

■ 助成額

- ・ 短時間労働者以外の者
支給総額 120万円（大企業50万円）
第1期～第4期 各30万円（4回）（大企業は第1期・第2期 各25万円（2回））
- ・ 短時間労働者（1週間当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満）
支給総額 80万円（大企業30万円）
第1期～第4期 各20万円（4回）（大企業は第1期・第2期 各15万円（2回））

■ 対象労働者

次のイ又はロに掲げるもの。ただし、身体障害者、知的障害者又は精神障害者である者を除きます。

- イ 医師の診断書等により、発達障害者であることが確認できる者
- ロ 難治性疾患を有する者（障害者総合支援法の対象疾病と同じ）

■ ご利用方法

- ・ 対象労働者をハローワーク等の紹介により一雇用保険の一般被保険者として雇入れ、継続して雇用することが確実であることが必要です。
- ・ ハローワーク職員が事業所訪問を行い、雇用管理等の状況を確認及び指導することとなります。

※助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお尋ねください。

障がい者雇用関係功労者等表彰

★取扱機関：北海道経済部労働政策局雇用労政課

どんな会社が対象となるの？

障がい者を積極的に雇用するなど、障がい者の雇用促進に大きく貢献している民間事業所です。

表彰基準は？

次のいずれにも該当する事業所が対象となります。

- ①当該事業所の障がい者雇用率が法定雇用率の3倍以上であり、かつ当該事業所を含む企業全体が過去3年間に於いて法定雇用率を達成していること。
- ②当該事業所において、10年以上継続して事業を営んでおり、10年以上にわたり障がい者の雇用実績があること。
- ③4級以上の身体障がい者、知的障がい者、又は精神障がい者のいずれかを雇用していること。
- ④過去3年間に事業主都合により、障がい者を解雇したことがないこと。
- ⑤労務管理（職場定着推進チーム、生活相談員、職場環境等）体制が整備されており、自らの責任による労働災害を起こしていないこと。
- ⑥過去3年間に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関する法令に違反していないこと。
- ⑦過去3年間に法令（社会保険、厚生年金保険及び雇用保険に関する法令を除く。）、条例、規則等公的な規範に違反し、そのことにより処罰、処分、行政指導等を受けたものでないこと。
（ただし、軽微なものは除く）

候補者の選考は？

- 各地域の北海道（総合）振興局が表彰候補者として適当と認める者を推薦し、北海道知事が決定します。

障がい者就労支援企業認証制度

★取扱機関：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

どんな会社を対象となるの？

障がいのある人の就労支援に積極的に取り組む企業が利用できます。

認証基準は？

- 認証対象
北海道内に事業所を有する企業又は協同組合
- 認証要件
障がい者雇用率が、法定雇用率以上であって、障がい者の就労支援の取組を継続的に実施していること
- 有効期間
認証取得の日から3年間（※ 認証の日から3年を経過した日の属する月の末日まで）

認証された場合の特典は？

- 道のホームページで認証企業を紹介
- 障がい者就労支援企業認証マークの使用
（認証マークは、認証基準に応じて、認証ポイント（☆の数で表示）が取得できます。）
- 総合評価競争入札における加点点評価（対象業務は、道の一部委託業務等）
- 道の随意契約や入札における対象事業者選定に配慮
- 北海道中小企業総合振興資金のステップアップ貸付（低利融資）の融資対象
- 北海道信用保証協会の未来につなぐ地域社会応援保証制度の融資対象
（信用保証料率が普通保証率から10%割引）

北海道認証



障がい者就労支援企業
働く障がい者を応援しています
★★★★★★★★★★★★

障害者就業・生活支援センター

★運営機関：北海道経済部労働政策局雇用労政課、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課、北海道労働局職業安定部職業対策課

だれが利用できるの？

就業やそれに伴う日常生活及び社会生活上の支援を必要とする障がいのある方及び障がいのある方を雇用している又は雇用しようとしている事業所です。

どんなサービスを提供してくれるの？

〈就業面での支援〉

○就業に関する相談支援

- ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・就職活動の支援
- ・職場定着に向けた支援

○事業所に対する障がいのある方の障がい特性を踏まえた雇用管理についての助言

〈生活面での支援〉

○日常生活、地域生活に関する支援

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理などの日常生活の自己管理に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

どうやって利用するの？

全道各地に12か所設置されていますので、お近くの障害者就業・生活支援センターにお問い合わせください。

（所在地：札幌市、小樽市、函館市、釧路市、帯広市、岩見沢市、北見市、石狩市、旭川市、名寄市、伊達市、苫小牧市）

道内の障害者就業・生活支援センター一覧表 掲載ページ

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syuugyou_c_jigyoku.html

障害者雇用に関する事業主支援

★運営機関：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道障害者職業センター、北海道障害者職業センター旭川支所

どんな会社が利用できるの？

障害者雇用を検討している、又はすでに障害者を雇用している企業のニーズに応じて支援します。

支援の内容は？

障害者の採用計画の立案から雇用管理に至るまで体系的な支援を行います。

〈障害者を雇い入れる〉

- ・障害者の雇い入れの進め方、受け入れのための社員研修、職場配置及び職務設計等に係る助言・情報提供等を行います。

〈障害者を雇い続ける〉

- ・職場へジョブコーチを派遣して、障害者が職場に定着できるよう、障害者、事業主へ援助を行います。

〈各種情報提供〉

- ・事業主支援ワークショップへの参加（他社の雇用管理好事例の提供や意見交換）、各障害の特徴や対応方法、障害者雇用に係る情報提供等、企業の支援ニーズに応じて情報提供します。

問い合わせ先は？

◆北海道障害者職業センター

札幌市北区北24条西5丁目1-1札幌サンプラザ5階 TEL：011-747-8231 FAX：011-747-8134

◆北海道障害者職業センター旭川支所

旭川市4条通8丁目右1号 LEE旭川ビル5階 TEL：0166-26-8231 FAX：0166-26-8232

詳細はこちら

北海道障害者職業センターのホームページ <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hokkaido/index.html>

職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

★運営機関：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道障害者職業センター、北海道障害者職業センター旭川支所

どんな会社が利用できるの？

障害者の職場適応・職場定着を図るため、事業所にジョブコーチが訪問し、障害者、事業主、障害者の家族に対して、関係機関と連携しながらきめ細やかな支援を実施します（雇用保険加入事業主が対象です）。

支援の流れは？

- ◆支援開始まで：障害者職業カウンセラーが障害者、事業主それぞれと相談して、障害特性、職場の状況などを十分把握し、双方の同意を得た上で支援開始のための準備、支援計画の作成を行います。
- ◆支援開始後：支援計画に基づいてジョブコーチが企業を訪問して支援を行います。最終的にジョブコーチがいなくても障害者と事業主が安心して仕事ができる状態を目指し支援の頻度、内容を調整していきます。

支援を利用可能なタイミング、支援の期間・頻度は？

- ◆利用可能なタイミング：雇用と同時、雇用後、雇用が見込まれる職場実習のタイミングで利用可能です。
- ◆期間・頻度：期間の標準は3ヶ月です。訪問頻度は支援ニーズによって異なりますが週1～2回程度の支援からスタートすることが多いです。徐々に支援の回数や1回あたり支援時間を減らしつつジョブコーチから事業所の担当者に支援ノウハウをお伝えすることで、事業所の担当者を中心とした支援体制を構築できるようサポートします。
- ◆フォローアップ：支援期間終了後も必要に応じて職場定着のためのフォローアップを行います（支援終了後1年程度を目安としています）。

所在地（最寄りのセンターにお問い合わせください）

◆北海道障害者職業センター

札幌市北区北24条西5丁目1-1札幌サンプラザ5階 TEL：011-747-8231 FAX：011-747-8134

◆北海道障害者職業センター旭川支所

旭川市4条通8丁目右1号 LEE旭川ビル5階 TEL：0166-26-8231 FAX：0166-26-8232

副業・兼業人材活用促進補助金

★運営機関：北海道経済部労働政策局産業人材課

どんな会社が利用できるの？

北海道プロフェッショナル人材センターを通じて、初めて副業・兼業人材を利用する道内企業が利用できます。

どんな内容の補助金なの？

北海道プロフェッショナル人材センターを通じて副業・兼業人材を初回活用する際の費用を、予算の範囲内で補助します。

○補助率・補助上限額

補助率：8/10以内 補助上限額：50万円

○補助対象経費

人材ビジネス事業者に対する費用	登録人材ビジネス事業者へ支払った副業・兼業人材を確保するための人材紹介手数料
副業・兼業人材に対する費用	- 副業・兼業人材への報酬 - 副業・兼業人材が就業地まで移動する際の交通費・宿泊費

○申請・事業実施期間

申請期間 令和8年1月30日（金）まで ※予算に達した時点で受付を終了します。

事業実施期間 交付決定日から令和8年2月27日（金）まで
※2月27日までに支払が完了していること

お問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル9階

TEL：011-232-2405

E-mail：projinzai@hsc.or.jp 午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

東京23区から北海道内に移住した方への支援金

★運営機関：北海道経済部労働政策局産業人材課

どんな方に支給されるの？

東京23区から北海道内（R7.4月現在・140市町村が対象）に移住し、道のマッチングサイトに掲載している法人に新規就業した方に支給されます。支給要件、登録法人の要件については産業人材課のHP（下記参照）をご確認ください。

マッチングサイトとは？

- 北海道が運営する、移住支援金対象の求人等を掲載する求人サイトです。
- 求人情報は大手民間求人サイトの一部に無料で転載されるので、大変お得です。
- 貴社の多様な人材確保を支援するとともに、求人条件をより魅力的にすることができる絶好の機会ですので、是非ご活用ください。

登録法人の登録要件は？

- 官公庁等ではないこと（※第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人、又は地方公共団体から補助を受けている法人は登録可）
 - 資本金10億円未満の法人であること、但し、みなし大企業は不可（みなし大企業：親会社が資本金10億円以上等）
 - 雇用保険の適用事業主であること など
- ※詳細については産業人材課のHP（下記参照）をご確認ください。

どうやって利用するの？

北海道に法人登録申請をしてください。登録方法は、産業人材課のHP（下記参照）に登録マニュアルを掲示しています。登録や求人広告の掲載は無料です。

所在地・利用時間

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部労働政策局産業人材課
TEL：011-251-3896

北海道プロフェッショナル人材センター

★運営機関：北海道経済部労働政策局産業人材課

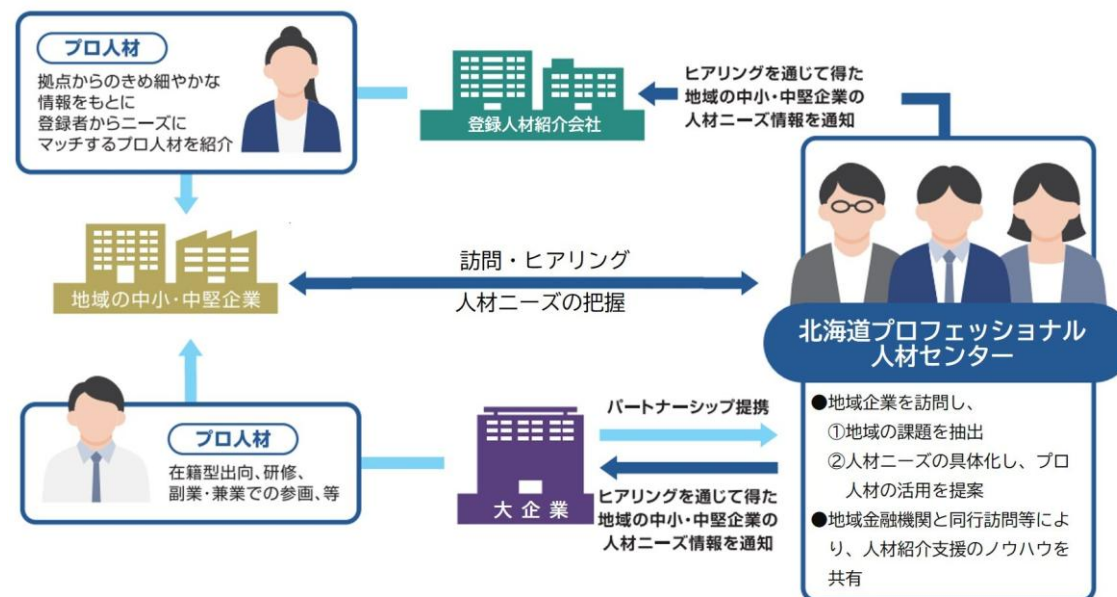
どんな会社が利用できるの？

企業の成長戦略を実現するため、新たな人材の採用や副業・兼業人材の活用を検討している企業が利用できます。

どんなサービスを提供してくれるの？

○民間人材ビジネス事業者を介した人材マッチング

- ・ 地域企業の「攻めの経営」への転身を後押ししてくれる人材（＝プロ人材）を、民間ビジネス事業者を介してマッチングします。
- ・ 副業・兼業人材のマッチングを行うことも可能ですので、常勤雇用では確保が難しい高いスキルを持った人材が確保できる場合もあります。



○プロフェッショナル人材とは？

- ・ 新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材を称します。

所在地・利用時間

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル9階

TEL：011-232-2405

E-mail：projinzai@hsc.or.jp 午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

通年雇用助成金

★取扱機関：北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用助成金さっぽろセンター 3階、ハローワーク

どんな会社が利用できるの？

北海道、東北地方等の積雪又は寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

■助成額

	助成の率（上限額）	
	1回目	2～3回目
事業所内就業、事業所外就業	支給対象者1人当たり 支払った賃金の2／3 （上限71万円）	支給対象者1人当たり 支払った賃金の1／2 （上限54万円）
休業	1回目	2回目
	支給対象者1人当たり 支払った休業手当と賃金の 合計額の1／2 （上限は新規：71万、 継続、再継続：54万）	支給対象者1人当たり 支払った休業手当と賃金の 合計額の1／3 （上限54万）
業務転換	支払った賃金の1／3	
訓練	支給対象経費の1/2（季節的業務）、2/3（季節的業務以外）	
新分野進出	支給対象経費の1／10	
季節トライアル雇用	支払った賃金の1／2（減額あり）	

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター 3 階、ハローワーク

どんな会社が利用できるの？

ハローワーク等の紹介により、季節労働者等、就職の援助を行うにあたって特別な配慮を要する求職者を試行雇用（原則 3 か月間）する会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則 3 か月間試行雇用することで、その適性や能力を見極め、常用雇用へのきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認したうえで常用雇用に移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

■ 助成額

コース	月額助成額	最長期間
一般トライアルコース	4 万円	3 か月間

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1 人あたり月額 5 万円（最長 3 か月間）となります。

※障害者を対象とするコースもあります（障害者トライアルコース及び障害者短時間トライアルコース）。

★ハローワーク等に対し、事前に「トライアル雇用求人」の申込みが必要です。
支給要件等の詳細につきましては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

両立支援等助成金（出生時両立支援コース）【子育てパパ支援助成金】

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

育児休業を取得しやすい雇用環境整備などを行い、男性労働者に育児休業を取得させた中小企業事業主が利用できます。

どんな内容の助成金？**①主な要件（第1種）**

- ・育児・介護休業法等に定める雇用環境整備の措置を複数実施していること☆1
- ・育児休業取得者の業務代替者の業務見直しに係る規定等を策定し、業務体制の整備を実施していること☆2
- ・男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する一定日数以上（※）の育児休業を取得すること
※1人目：5日以上、2人目：10日以上、3人目：14日以上

②主な要件（第2種）（1事業主1回限り）

- ・第1種の主な要件である☆1および☆2を実施していること
- ・以下のいずれかを達成していること

A：申請年度の前事業年度の男性労働者の育休取得率が、前々事業年度と比較して30%以上UP & 育休取得率50%以上

B：申請年度の前々事業年度で子が出生した男性労働者が5人未満かつ申請前事業年度と前々事業年度の男性労働者の育休取得率が連続70%以上

■助成額

①第1種	1人目：20万円 ※雇用環境整備措置を4つ以上実施の場合 30万円 2人目・3人目：10万円
②第2種	申請年度の前年度を基準として30ポイント以上上昇し、50%以上となった場合等 60万円 ※プラチナくるみん認定事業主は15万円加算

※育児休業等に関する情報公表加算あり（2万円）

○この他にも詳細な要件がありますので、厚生労働省のホームページをご確認ください。

詳細はこちら

厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

両立支援等助成金（育児休業等支援コース）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主が利用できます。

どんな内容の助成金？

○主な要件（育休取得時）

- ①育児休業の取得・職場復帰支援に関する方針の社内周知をすること
- ②労働者との面談を実施し、プランを作成・実施すること
- ③対象労働者の育児休業（引き続き休業する場合は産前休業）の開始日の前日までに、業務の引き継ぎを実施し、対象労働者が連続3か月以上の育児休業（引き続き休業する場合は産後休業を含む）を取得すること

○主な要件（職場復帰時）※育休取得時と同一の育児休業取得者のみ対象

- ①対象労働者の育児休業中に職務や業務の情報・資料の提供を実施すること
- ②育児休業終了前にその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録すること
- ③対象労働者を原則として原職等に復帰させ、申請日までの間6か月以上継続雇用すること

■助成額（1事業主2人まで支給（無期雇用者1人、有期雇用労働者1人））

育休取得時	30万円
職場復帰時	30万円
情報公開加算	育児休業等に関する情報公表加算 2万円

○この他にも詳細な要件がありますので、厚生労働省ホームページをご確認ください。

詳細はこちら

厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

育児休業取得者や短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者に手当を支給、または代替要員を新規雇用（または派遣で受入）した中小企業事業主が利用できます。

どんな内容の助成金？

	主な要件	助成額	
① <u>手当支給等（育児休業）</u>	- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施していること☆1 - 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定していること☆2 - 対象労働者が7日以上の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用していること - 業務を代替する労働者への手当等の支給（支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動）をしていること	ABの合計額 (最大140万円)	A.業務体制整備費：最大20万円 B.業務代替手当：最大120万円 (手当支給総額の3/4)
② <u>手当支給等（短時間勤務）</u>	☆1および☆2の実施をしていること - 対象労働者が短時間勤務制度を1か月以上利用し、支給申請日まで継続雇用していること - 業務を代替する労働者への手当支給等（支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動）をしていること	ABの合計額 (最大128万円)	A.業務体制整備経費：20万円 B.業務代替手当：最大108万円 (手当支給総額の3/4)
③ <u>新規雇用（育児休業）</u>	- 育児休業を取得する労働者の代替要員を新規雇用または派遣受入で確保 - 対象労働者が7日以上の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用していること - 代替要員が育児休業中に業務を代替（業務を代替した期間に応じ、助成金支給額が変動）していること	代替期間に応じた額を支給 最短：7日以上14日未満 9万円 最長：6か月以上 67.5万円	
<u>有期雇用労働者加算</u>	対象育児休業取得者/短時間勤務制度利用者が有期雇用労働者の場合 ※業務代替期間が1か月以上の場合のみ対象	①～③に10万円加算	

※プラチナくるみん認定事業は割増・加算あり ※①～③全てあわせて1年度10人まで、初回から5年間支給 ※育児休業等に関する情報公表加算あり（2万円）

○この他にも詳細な要件がありますので、厚生労働省ホームページをご確認ください。

詳細はこちら

厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

柔軟な働き方選択制度等を複数導入した上で、対象労働者に制度を利用させた中小企業事業主が利用できます。

どんな内容の助成金？

○主な要件

- ①柔軟な働き方選択制度等（下記）を2つ以上導入していること
- ②柔軟な働き方選択制度等の利用に関する方針の社内周知をしていること
- ③労働者との面談を実施し、プランを作成・実施していること
- ④制度利用開始から6か月間の間に、対象労働者が柔軟な働き方選択制度等を一定基準以上利用していること

制度名称	フレックスタイム制/ 時差出勤制度	育児のためのテレワーク等	短時間勤務制度	保育サービスの手配・費用補助制度	子の養育を容易にするための休暇制度/ 法を上回る子の看護休暇制度
利用実績の基準	合計20日間以上制度利用			労働者が負担した料金の5割に相当する額程度 以上かつ事業主が負担した額が3万円以上 または、事業主が負担した額が10万円以上	合計20時間以上取得

※異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。

○助成額

制度を2つ導入し、対象者が制度利用した場合	20万円
制度を3つ以上導入し、対象者が制度利用した場合	25万円

※1事業主1年度5人まで

※育児休業等に関する情報公表加算あり（2万円）

○この他にも詳細な要件がありますので、厚生労働省ホームページをご確認ください。

詳細はこちら

厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

トライくるみん認定・くるみん認定・プラチナくるみん認定制度

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部指導課

どんな会社が利用できるの？

労働者の仕事と子育ての両立を支援するため、雇用環境の整備や、法定時間外労働の削減など一定の認定基準を満たした企業

認定基準は？

●トライくるみん認定及びくるみん認定は妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境整備等を次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」で策定、周知、公表し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが必要です。

その後、2年以上5年以下の行動計画期間を終了し、策定した行動計画の目標を達成したことを、基準適合一般事業主認定申請書とともに都道府県労働局に申請します。

～認定基準～

策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したことや、計画期間中の男性及び女性労働者の育児休業取得率等、9項目の認定基準があります。なお、令和7年4月からの制度改正に伴う経過措置による改正前の旧基準による認定の場合は10項目の認定基準があります。

●プラチナくるみん認定は、くるみん認定企業のうち、男性、女性の育児休業取得割合など、より高い水準の認定基準を達成することが必要です。

●不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度「プラス」が創設されました。

認定された場合の特典は？

●厚生労働大臣認定マーク（愛称：くるみん、プラチナくるみん等）を、商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。その結果、企業イメージの向上、労働者のモチベーションアップやこれに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着が期待できます。

●公共調達における加点評価

配点割合も含めた加点評価の詳細については、契約の内容に応じ、公共調達を行う各府省庁において定められます。

（マークは一例です）



子育て世代働き方改革に関する取組

★運営機関：北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室

取組の目的は？

令和6年5月に改正育児・介護休業法が改正されたことに伴い、従来からの両立支援の取り組みに加えて、男女ともに仕事と育児等の両立がより一層図られるよう、企業に対して更なる働き方改革の推進が求められることになりました。道では、法改正への対応や、従業員が安心して働くことができる職場環境の整備を促すため、市町村や企業等が行う研修支援等を行うとともに、制度周知による働き方改革の普及促進を図ります。

どんな内容の取組？

区 分	内 容
研修への 講師派遣	○ 市町村や商工会議所、企業等が実施する研修に講師を派遣します。 【研修内容】 労働者向け：男性労働者の育休取得や働き方の見直しを促すセミナー等 管理者向け：制度改正内容や男性育休の必要性、テレワークやフレックスタイム制などの多様な働き方の導入促進等 ※ 講師の派遣希望がある場合は、下記のホームページに記載の連絡先へご連絡ください。
個別企業への 育休取得勧奨	○ 男性育休取得を希望する従業員（労働者）の申請に応じ、取得による企業へのメリットや制度をPRする資料を雇用主（企業）に送付します。 【実施方法】 お申し込みいただいた勤務先に資料を送付することで、個別の企業への制度理解の促進を図ります。 ※ 資料送付の希望がある場合は、下記のホームページ記載の連絡先へご連絡ください。

両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

不妊治療、月経（PMS（月経前症候群）含む。）や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、それぞれ対応する両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主が利用できます。

どんな内容の助成金？

	支給要件	支給額
A	不妊治療のための両立支援制度を5日（回）利用	30万円
B	月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日（回）利用	30万円
C	更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日（回）利用	30万円

※それぞれ1事業主当たり1回限り

○主な要件

- ・A～Cそれぞれの両立支援制度（※）、制度利用の手続きや賃金の取扱い等を就業規則等に規定していること
（※） 休暇制度/所定外労働制限制度/時差出勤制度/短時間勤務制度/フレックスタイム制度/在宅勤務等
- ・労働者からの相談に対応する両立支援担当者を選任していること
- ・対象労働者（制度利用の開始日から申請日まで雇用保険被保険者として継続雇用）がA～Cそれぞれの両立支援制度を合計5日（回）利用していること

○この他にも詳細な要件がありますので、厚生労働省ホームページをご確認ください。

詳細はこちら

厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者に介護休業を取得させた場合や、介護両立支援制度を利用させた中小企業事業主が利用できます。

どんな内容の助成金？

		主な要件	
①介護休業		▶ 介護休業の取得・職場復帰支援に関する方針の社内周知をしていること☆1 ▶ 労働者との面談を実施し、プランを作成・実施していること☆2 ▶ 対象労働者が連続5日以上介護休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用すること	40万円 ※休業日数が15日以上の場合 は60万円
②介護両立支援制度		▶ ☆1および☆2の実施をしていること ▶ いずれかの介護両立支援制度（※）を対象労働者が一定基準以上利用し、支給申請日まで継続雇用すること （※）介護両立支援制度…所定外労働の制限制度/時差出勤制度/深夜業の制限制度/短時間勤務制度/在宅勤務制度/フレックスタイム制度/法を上回る介護休暇制度/介護サービス費用補助制度	A.制度を1つ導入 & 対象労働者が当該制度を利用 →20万円 B.制度を2つ以上導入 & 対象労働者が当該制度を1つ以上利用 →25万円
③業務代替支援	(1) 新規雇用	▶ 対象労働者が介護休業を連続5日以上取得し、業務代替要員を新規雇用または派遣受入で確保していること	20万円
	(2) 手当支給等	▶ 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則に規定していること ▶ 対象労働者が介護休業を連続5日以上取得または短時間勤務制度を合計15日以上利用し、業務代替者への手当支給等していること	A. 介護休業取得者の業務代替者に手当を支給→5万円 B. 介護短時間勤務者の業務代替者に手当を支給→3万円

※環境整備加算：10万円（1事業主あたり1回に限り加算）

○この他にも詳細な要件がありますので、厚生労働省ホームページをご確認ください。

詳細はこちら

厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

企業立地促進費補助金

★取扱機関：北海道経済部産業振興局産業振興課

どんな会社が利用できるの？

道内に工場またはその他の施設を新設、増設する会社を利用できます。

どんな内容の補助金？

○次の対象業種・補助要件に応じ、助成額が支給されます。■助成額（類型Ⅰ）

分野	対象業種(事業) 注1		対象地域	補助要件 ・投資額 ・雇用増 注8	新設 増設	助成内容 注9、注10		
						補助額（重点地域特例に該当する場合又は環境配慮型等に該当する場合、それぞれ1%を加算） 注11、注12	限度額	通算限度額 注14
成長産業分野	自動車関連製造業 宇宙・航空機関連製造業 注2 高機能素材・複合材料関連製造業 注2 半導体関連産業		全道 （札幌市を除く。植物工場は、工業団地と工業適地を対象とする。）	投資：5億円以上 雇用：20人以上	新設	投資額の10%	15億円 注13	20億円
					増設	投資額の5%	5億円	
	電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業			投資：5億円以上 雇用：20人以上	新設	投資額の10%	10億円 注13	13億円
					増設	投資額の5%	3億円	
	新エネルギー供給業 （市町村支援の対象であること）			投資：10億円以上 雇用：1人以上	新設	投資額の5%	1億円	1億5千万円
					増設	投資額の2.5%	5千万円	
	データセンター事業 (再生可能エネルギー活用型 注3)			投資：20億円以上 雇用：5人以上	新設	投資額の10%	15億円	20億円
					増設	投資額の5%	5億円	
	基盤技術産業			2,500万円以上 5人以上	新設	投資額の10%	3億円	13億円
					増設	投資額の5%		
	本社機能移転 事業	設備投資	全道 （札幌市を除く。）	1億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	1億円	－
		賃借	全道	（投資額要件なし） 20人以上 （札幌市は30人以上）	新設	1年間の賃料の1/2×3年間 （札幌市は1年間）	1千万円／年	－
発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する事業に限る。		全道	10億円以上 研究員5人以上	新設	投資額の10%	10億円	13億円
				5億円以上 研究員5人以上	増設	投資額の5%	3億円	
	高度物流関連事業 注4 ※成長産業分野に関連する事業に限る。		全道 （札幌市を除く。）	20億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	5億円	6億5千万円
					増設	投資額の5%	1億5千万円	

■助成額（類型Ⅱ）

市町村連携促進分野	・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 注4 ・データセンター事業 ・IT産業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業） ・コールセンター事業 ・植物工場（植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。（札幌市を除く。）） ※市町村が行う立地助成措置の対象であること	特別対策地域 注5	2,500万円以上 3人以上	新設・増設	投資額の4%	1億円	3億円
		うち、特別対策地域と、地域未来投資促進法適用地域が重複する地域 注6・注7	2,500万円以上 3人以上	新設	投資額の8%		
		地域未来投資促進法適用地域 注6・注7	2,500万円以上 3人以上	新設	投資額の4%		
		工業団地（札幌市を除く。）（製造業又は植物工場に限る。）	5,000万円以上 3人以上	新設	投資額の8%		
				増設	投資額の4%		

- 注1 認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの対象業種（事業）のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。
- 注2 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業で、知事が特に必要と認める事業に限ります。（有識者会議による意見聴取を踏まえ、高い経済波及効果等が認められたもの。）
- 注3 再生可能エネルギー活用型データセンターとは「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得られる電力が、データセンターで消費する電力全体のうち60%以上を占めると知事が認めるもの」をいいます。
- 注4 高度物流関連事業については、施設設置者等と物流事業者が異なる場合であっても補助対象となる場合があります。
- 注5 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの適用地域です。
- 注6 札幌市の区域にあっては、特任事業者が新設する場合に限ります。
- 注7 特任事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。
- 注8 雇用増の人数には、工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者の人数に、知事が認める出向者1人を加えることができます。
類型Ⅱにおいては、雇用増の「3人以上」には、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増（2名まで）を含むことができます。
- 注9 他の補助制度により補助を受けている場合、類型Ⅱにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。
なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。
- 注10 補助金は、10年以内で分割して交付することがあります。
- 注11 「重点地域特例」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域及び過疎地域とみなされる区域であって、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域であり、知事が別に定める区域における工場等の新設又は増設をいいます。（本社機能移転事業（賃借）を除く。）
- 注12 「環境配慮型工場等」とは省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場等全体のエネルギー消費量を10%以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等をいいます。（データセンター事業及び本社機能移転（賃借）を除く。）
- 注13 一部の業種では雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。
- 注14 通算限度額には「環境配慮型工場等」に該当する場合、又は「重点地域特例」に該当する場合の加算額は含まれません。

北海道中小企業新応援ファンド事業助成金

★取扱機関：北海道経済部産業振興局産業振興課

どんな会社利用できるの？

北海道内に主たる事務所を有する又は事業所を有し、新規創業、製品開発・販路開拓等に取り組む中小企業者等の皆様が利用できます。

どんな内容の補助金？

■新規創業、製品開発・販路開拓等のために行う以下の取組に係る経費に対し補助します。

区分	対象経費	補助率	限度額
創業促進支援事業	道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始する取組	1 / 2 以内	100万円
地域資源活用型事業 業化実現事業	道内の地域資源※を活用した新商品・新サービスの開発から販路拡大までの事業化実現に向けた一連の取組	1 / 2 以内	150万円
製品開発チャレンジ 支援事業	本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検証・検査・分析等の取組	1 / 2 以内	50万円

※「地域資源」とは、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、北海道が地域資源として指定しているものをいいます。

※地域資源の活用例

- ・地元産原料を配合した手作り石けん開発 ・ 鰯アラを用いた新規だし素材開発 ・ エゾシカ肉を使ったペットフード開発
- ・ハスカップを使ったクラフトビール開発 ・ 道南スギ・トドマツを活用した家具の開発
- ・北海道食品機能性表示制度ヘルシーDoに係る機能性素材のヒト介入試験実施の経費も対象となります。

ヘルシーDo詳細については、HP(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/ks/hyouziseido.html>)をご覧ください

INPIT外国出願補助金

★取扱機関：北海道経済産業局地域経済部 産業技術革新課知的財産室

どんな会社が利用できるの？

海外へ特許、実用新案、意匠、商標の出願を予定している中小企業等が利用できます。

どんな内容の補助金？

対 象	・既に日本国特許庁に行っている出願と同一内容で外国に出願する予定のもの。（出願手続） ・過去に特許庁の「外国出願補助金」を利用し、出願した特許案件のうち、「拒絶理由通知」を受領しており、拒絶理由に「新規性」、「進歩性」が指摘されたもの。（中間応答） ・過去に特許庁の「外国出願補助金」を利用し、出願した特許案件のうち、まだ審査請求を行っていないもの。（審査請求）			
補 助 対 象 者	・中小企業、中小スタートアップ企業、小規模企業、大学等。 ・地域団体商標については、事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人を含む。			
対 象 経 費	①外国特許庁への納付手数料、②国内代理人・現地代理人費用、③翻訳費用			
補 助 率	対象経費の1／2以内			
補 助 上 限 額	1 法人あたり	出願手続：300万円（大学等は1法人当たりの上限額なし） 中間応答・審査請求：1法人当たりの上限額なし		
	1 案件あたり	特許	(出願手続) 150万円	(中間応答・審査請求) 各国当たり50万円
		実用新案、意匠、商標	60万円	—
		冒認対策商標（※） （※）冒認出願の対策を目的とした商標出願	30万円	—

中小企業総合振興資金融資制度

★取扱機関：北海道経済部地域経済局中小企業課

どんな会社が利用できるの？

道内に事業所を有する中小企業者等がご利用いただけます。

どんなサービスを提供してくれるの？

■ 道内中小企業者等の経営基盤の強化や事業の活性化を支援するため、金融機関を通じ必要な事業資金等を融資します。

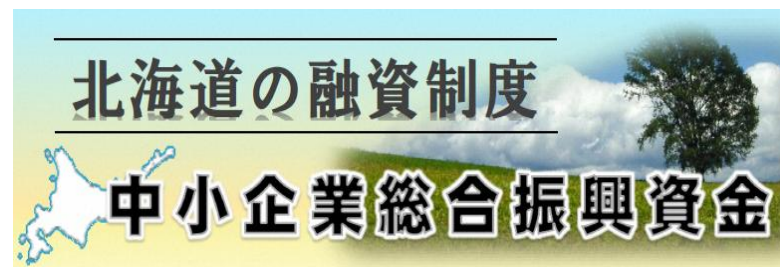
金融機関は、申し込みのあった都度、審査を行い、また、必要に応じて北海道信用保証協会の保証審査を経た上で、道の定める融資条件により資金の貸し付けを行います。

どうやって利用するの？

道内の金融機関でお申し込みください(一部金融機関を除く)
融資金額、融資期間、融資利率等は貸付メニューによって異なります。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課（011-204-5346）
または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、
小樽商工労働事務所まで



中小企業経営資源強化対策事業

★取扱機関：北海道経済部地域経済局中小企業課

どんな会社が利用できるの？

道内の中小企業等が利用できます。

どんなサービスを提供してくれるの？

中小企業支援の中核的支援機関である（公財）北海道中小企業総合支援センターでは、中小企業・小規模企業の活性化と持続的な発展を図るため、各種事業を行っています。

○総合コーディネート事業

- ・総合相談窓口開設：札幌、函館、帯広、釧路、旭川、室蘭、北見にコーディネータを配置し、窓口対応のほか個別訪問等により全道的に中小企業の支援を行います。
- ・専門家派遣事業：中小企業者等が抱える様々な課題に対し、民間の専門家を派遣し、経営・技術・人材・情報化等の課題の解決を図ります。

○取引拡大支援事業

- ・ビジネスマッチング支援事業：新事業展開のチャンスを広げるためのビジネスマッチング会等を開催します。
【R6実績：ビジネスマッチング5回】
- ・受発注拡大支援事業：受発注情報の収集提供、商談会の開催等を行います。
【R6実績：商談会2回（道外1回、道内1回）】

相談窓口・問い合わせ先

（公財）北海道中小企業総合支援センター 開設日時：月曜日～金曜日 9:00～17:30

経営支援部 TEL 011-232-2402

道南支部 TEL 0138-86-6695 十勝支部 TEL 0155-67-4515 釧路支部 TEL 0154-64-5563

道北支部 TEL 0166-68-2750 日胆支部 TEL 0143-47-6410 林-ツク支部 TEL 0157-31-1123

下請かけこみ寺

★取扱機関：（公財）北海道中小企業総合支援センター

どんな会社利用できるの？

取引上のトラブルでお困りの中小企業の方に、問題解決に向けたアドバイスを行っています。

どんなサービスを提供してくれるの？

- 中小企業の取引上の悩みのご相談に対し、企業間取引や下請代金法などに詳しい相談員や弁護士が無料で対応します。

（相談例）

- ・支払日を過ぎても代金を支払ってくれない。
- ・原材料が高騰しているのに単価引き上げに応じてくれない。
- ・長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。
- ・親事業者からの短納期発注に休日出勤で対応したが、人件費等追加コストの支払いに応じてくれない。

どうやって利用するの？

電話・メール・Web・来所、いずれかでお問い合わせください。

所在地・利用時間

（公財）北海道中小企業総合支援センター：札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階
火～金曜日 9：00～17：00（祝祭日、年末年始を除く）※ご来所される方は、予め電話でご予約をお願いします。
TEL:011-232-2408（フリーダイヤル 0120-418-618） FAX:011-232- 2011
メールでのお問い合わせは下記のホームページからお入りください。
※ 月曜日にお急ぎのご相談の場合は「下請かけこみ寺本部」（（公財）全国中小企業取引振興協会）
（TEL：03-5541-6655）で承ります。

トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用助成金さっぽろセンター 3 階

どんな会社が利用できるの？

若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース又は障害者トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主が利用できます。

どんな内容の助成金？

若年者又は女性の建設労働者の、雇用の改善や技能の向上等を目的とした制度です。

■ 助成額

コース	月額助成額	最長期間
若年・女性建設労働者トライアルコース	4万円	3か月間

○支給要件等の詳細につきましては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

詳細はこちら

厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

人材確保等支援助成金（建設分野）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用助成金さっぽろセンター3階

どんな会社が利用できるの？

①建設キャリアアップシステムを活用して、雇用する建設技能者の処遇を改善する取組を行った中小建設事業主等②若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する建設事業主等③自ら施工管理する建設工事現場での女性専用作業員施設の賃借を実施する建設事業主又は職業訓練法人等へ助成します。

どんな内容の助成金？

■助成額

★＜ ＞内は、各コースの支給決定を受けて、賃金向上助成の要件を満たした場合

①建設キャリアアップシステム等活用促進コース

制度の概要	支給額
建設キャリアアップシステムを活用して、雇用する建設技能者の処遇を改善する取組を行った中小建設事業主に対して、その取組にかかる経費の一部を助成	【経費助成】 算定対象となる建設技能者（※）の数×16万円 ※レベル判定で昇格評価を受け、賃金が5%以上増加した技能者 （支給上限）一事業年度あたり160万円（10人×16万円）

②若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース

制度の概要	支給額
若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主に対して支給	【経費助成】 (中小建設事業主) 支給対象経費の $3/5 < 3/20 >$ (中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象経費の $9/20 < 3/20 >$

③作業員宿舍等設備助成コース

制度の概要	支給額
自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借により整備した中小建設事業主に対して支給	支給対象経費の $3/5 < 3/20 >$
石川県に所在する作業員宿舍、賃貸住宅、作業員施設の賃借を行う中小建設事業主に対して支給	支給対象経費の $2/3$
認定区連の実施に必要な施設や設備の設置または整備を行った広域職業訓練法人に対して支給	支給対象経費の $1/2$

人材開発支援助成金（建設分野）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター 3階

どんな会社可以利用できるの？

雇用する建設労働者の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した建設事業主が利用できます。

どんな内容の助成金？

■助成額

①建設労働者認定訓練コース

制度の概要	支給額
都道府県の認定訓練助成事業費補助金（運営費）又は広域団体認定訓練助成金の交付対象となっている建設事業主が、職業能力開発促進法第24条第1項等に規定する建設関連の認定訓練を行った場合に支給するもの。	【経費助成】 助成対象経費（※）の1/6 ※広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額 【賃金助成】 3,800円/日〈1,000円〉 〈 〉内は賃金要件・資格等手当要件を満たした場合の割増分の支給額

②建設労働者技能実習コース

制度の概要	支給額
雇用している雇用保険被保険者である建設労働者に、所定労働時間内に技能実習を受講させ、その期間の所定労働時間に労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の賃金を支払った建設事業主に対して支給するもの。	【経費助成】 (1) 雇用保険被保険者数20人以下の場合 支給対象費用の 3/4 (2) 雇用保険被保険者21人以上の場合 ①35歳未満の労働者について 支給対象費用の7/10 ②35歳以上の労働者について 支給対象費用の 9/20 【賃金助成】 (1) 雇用保険被保険者数20人以下の場合 8,550円≪9,405円≫ (2) 雇用保険被保険者数21人以上の場合 7,600円≪8,360円≫ ≪ ≫内は建設キャリアアップシステム技能者労働者である場合 【賃金向上助成・資格等手当助成】 経費助成の支給決定を受けている場合 支給対象費用の 3/20 賃金助成の支給決定を受けている場合 (1) 雇用保険被保険者数20人以下の場合 2,000円/日 (2) 雇用保険被保険者数21人以上の場合 1,750円/日

建設雇用改善優良事業所知事表彰

★取扱機関：北海道経済部労働政策局雇用労政課

どんな会社を対象となるの？

建設労働者の雇用の改善及び建設業に従事する季節労働者に通年雇用化の推進のための環境整備等について、積極的な活動を展開し、その効果がみられる中小建設事業所（資本の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者が300人以下の建設事業所）が対象となります。

表彰対象とする事業所の数は、原則として4事業所以内です。

審査項目は？

- 1 雇用状態の改善に関すること
- 2 能力の開発及び向上に関すること
- 3 福祉の増進に関すること
- 4 通年雇用化の推進に関すること
- 5 その他（関連下請事業所に対する雇用改善についての指導の状況、他の法令の遵守状況 など）

表彰状の授与は？

知事表彰に決定した事業所に対する表彰は、毎年2月に推薦した総合振興局長及び振興局長から授与されます。

子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金

★取扱機関：北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

どんな会社が利用できるの？

通年で保育所を運営し、保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している、保育所設置の病院・診療所が利用できます。

どんな内容の補助金？

■補助基準

- ・補助率：2／3（市町村は1／4）
- ・補助基準額：（表の区分に応じ）153,700円×運営月数×補助人数に各実施加算の額を加えた額
- ・対象経費：保育士人件費、委託料（保育士人件費相当分）
- ・補助区分等：保育児童数等に応じ、下記区分における補助人数分の人件費を補助
- ・地域調整率：第二次医療圏別人口10万対看護職員就業数の全道平均に占める割合に応じ、調整
（×1～1.15）

区 分	保育児童数	保育時間	保育士等数	補助人数
A型特例	1人以上4人未満	8時間以上	2人以上	1人
A型	4人以上	8時間以上	2人以上	2人
B型	10人以上	10時間以上	4人以上	4人
B型特例	30人以上	10時間以上	10人以上	6人

※別途、保育料収入相当額の控除や、各医療機関における財政状況等を踏まえた調整を行う。

■実施加算（公的・市町村においては24時間保育のみ利用可能）

- ・24時間保育 ・休日保育 ・病児保育 ・緊急時一時保育 ・児童保育

※企業主導型保育事業費補助金との併給はできません。

介護事業所内保育所運営支援事業

★取扱機関：北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課

どんな会社が利用できるの？

原則12ヶ月運営し、かつ、保育料として1人あたり平均月額10,000円以上徴収している、介護保険法に基づく介護サービス施設・事業所の設置者が利用できます。

ただし、都道府県労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」、内閣府が実施する「企業主導型保育事業助成金」における給付等の両立支援事業等との重複補助は認められません。

どんな内容の補助金？

■ 補助対象経費

保育士等職員の配置に係る人件費、委託料（人件費）を補助。

補助率は2／3以内。

■ 補助基準額

補助基準額は、種別ごとに次のとおり算定した額とする。
 保育士等数(a)×単価(b)×運営月数(c)－保育料収入相当額(d)
 ※保育料収入相当額は、運営月数によって変動する。

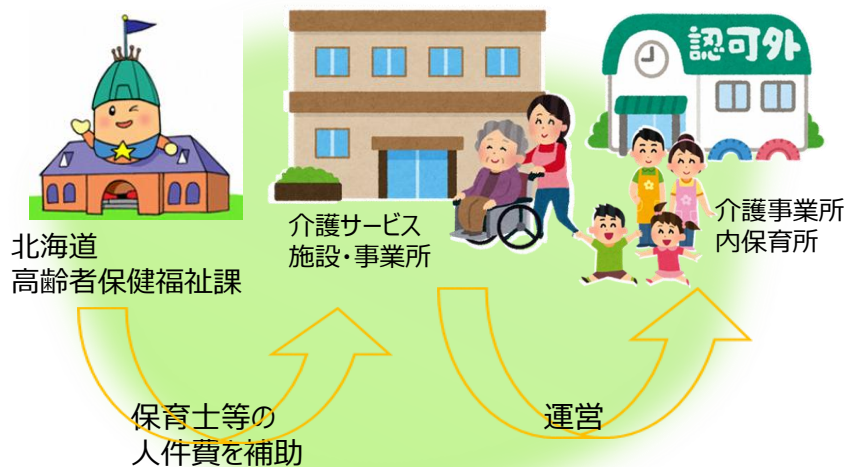
種別	保育士等数 a	単価 b	運営月数 c	保育料収入相当額 d	補助基準額
A型特例	1人	153,700円	12月以内	288,000円以内	1,556,400円以内
A型	2人			1,152,000円以内	2,536,800円以内
B型	4人			2,880,000円以内	4,497,600円以内
B型特例	6人			5,184,000円以内	5,882,400円以内

※各種別の適用には、保育児童数、保育士等数、保育時間すべての要件を満たすことが必要。

種別	保育児童数	保育士等数	保育時間
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上
A型	4人以上		
B型	10人以上	4人以上	10時間以上
B型特例	30人以上	10人以上	

算出例：保育児童数8名、保育士等数3名、保育時間8時間以上

補助基準額（A型）2,536,800円×補助率2/3
 = 補助金額1,691,000円（千円未満切り捨て）



介護ロボット導入支援事業

★取扱機関：北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課

どんな会社が利用できるの？

介護保険法に基づく介護サービス事業者、老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホームの指定・許可を受けた道内に所在する事業所が利用できます。

どんな内容の補助金？

■ 次の3つの事業に係る経費の一部を補助します。 ※保険料、消費税及び地方消費税は含みません。

(1) 介護テクノロジー導入事業

厚生労働省が定める「介護テクノロジーの重点分野」に該当し、「福祉用具システム（TAIS）」で介護テクノロジーとして選定されている機器を事業所が購入又は3年以上のリース契約により導入する事業及び「福祉用具システム（TAIS）」に登録されていない機器（道が認める機器）を導入する事業

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入事業

「介護テクノロジーの重点分野（介護業務支援）」に該当する機器等を導入し、連動することで効果が高まる機器等を事業所が購入又は3年以上のリース契約により導入する事業

(3) 業務改善支援事業

(1) 又は (2) により介護テクノロジーを導入する場合は、「コンサルティング会社等による業務改善支援」等の支援を受けることとし、その際に要した経費を補助する事業

補助事業区分	補助上限額	補助対象経費	補助率
介護テクノロジー導入事業	○1機器あたり300,000円 ○移乗介護及び入浴支援並びに道が認めた機器* については、1機器あたり1,000,000円 ○介護業務支援については、1事業所あたり職員数に応じた補助額 ・1名～10名：1,000,000円、11名～20名：1,600,000円、 21名～30名：2,000,000円、31名～：2,600,000円	○介護テクノロジーの購入、リース契約に係る経費 （Wi-Fiの連携費用も含む） *道が認めた機器については、介護従事者の身体的負担の軽減、業務の効率化など介護サービスの質の向上に資する機器を対象	4/5以内
介護テクノロジーのパッケージ型導入事業	1事業所あたり1,000,000円	○「介護テクノロジーの重点分野（介護業務支援）」に該当する機器等を導入し、連動することで効果が高まる機器等を併せて導入するために必要な経費（Wi-Fiの連携費用も含む）	4/5以内
業務改善支援事業	1事業所あたり480,000円	○コンサルティング会社等による業務改善支援等に必要な経費	4/5以内

多様な勤務形態導入支援事業

★取扱機関：北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

どんな会社が利用できるの？

多様な勤務形態を労働協約若しくは就業規則等により制度化又は改正を行うことにより、看護職員の離職防止・復職支援に取り組まれている病院が利用できます。

どんな内容の補助金？

短時間正規職員制度、夜勤専従制度など多様な勤務制度の導入時に活用いただける補助金です。

■ 補助基準

- ・補 助 率：1／2
- ・補助基準額：2, 291, 000円
- ・対 象 経 費：多様な勤務形態導入の実施に係る必要な経費
 - ・新たに雇用する短時間正規職員経費（人件費、法定福利費）
 - ・報償費
 - ・旅費
 - ・需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）
 - ・役務費（通信運搬費、雑役務費）
 - ・委託費

■ 留意事項

- ・過去に本事業の補助金を受給している場合は、補助金の対象とならない場合がありますので留意してください。

詳細はこちら

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課 看護政策係のホームページ
<https://www.pref.Hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kanngo/hojo.html>

外国人看護師候補者就労研修支援事業

★取扱機関：北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

どんな会社が利用できるの？

経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人看護師候補者等の受入施設として、国際厚生事業団（JICWELS）の審査・選考に合格し、受入希望施設として登録された医療機関が利用できます。

どんな内容の補助金？

■ 補助基準額

(1) 日本語習得支援事業

基準額	事業内容
117千円／人（定額補助）	日本語能力を向上させる為に必要な研修にかかる経費を補助する。

(2) 就労研修支援事業

基準額	事業内容
461千円／施設（定額補助）	国家資格取得に向けた看護能力を向上させるために必要な研修に係る経費を補助する。

■ 対象経費

実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（雑役務費、通信運搬費）、備品購入費

詳細はこちら

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課 看護政策系のホームページ
<https://www.pref.Hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kanngo/hojo.html>

新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業

★運営機関：北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

どんな会社が利用できるの？

新人職員研修ガイドライン（改訂版）（平成26年2月厚生労働省）、北海道新卒訪問看護師採用・育成ガイドライン（令和3年3月北海道・公益社団法人北海道看護協会）等に沿って研修事業を実施する病院等の開設者。

どんな内容の補助金？

■補助基準

- ・補助率：補助基準額の1／2以内
 - ・補助基準額：次の(1)及び(2)により算出された額の合計額
- (1) 新人看護職員研修事業

ア 新人看護職員研修経費	
新人看護職員が1名のとき	440千円（新人保健師、助産師研修のいずれかを含む場合 586千円）
2名以上のとき	630千円（新人保健師、助産師研修のいずれかを含む場合 776千円 両方を含む場合922千円）
訪問看護ステーション	922千円
イ 教育担当者経費	
新人看護職員等5名以上の場合	5名ごと215千円
訪問看護ステーション	1,075千円

(2) 医療機関受入研修事業

1～4名	5～9名	10～14名	15～19名	20名以上	20名以上
113千円	226千円	566千円	849千円	1,132千円	一名増すごとに 45千円

- ・対象経費：(1)(2)の実施に必要な研修責任者、担当者経費（人件費等）、需用費、役務費 等

医師就労支援事業費補助金（勤務体制整備事業）

★運営機関：北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

どんな会社が利用できるの？

育児中の医師に対する支援を行う医療機関が利用できます。

どんな内容の事業？

育児中の医師が働きやすい柔軟な勤務形態をとれるよう、短時間正規雇用制度や勤務の免除、子育て支援の導入に対する支援を行い、医師の安定的な確保を図ります。

区 分	事 業 内 容	補助基準額 [補助率：1/2以内]	補助対象経費
短時間正規雇用制度導入	短時間正規雇用制度を導入した医療機関に対し、代替医師の雇用に必要な経費を補助	■ 短時間正規雇用等を実施する場合 $600,000円 \times 運営月数$	勤務体制整備に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（食糧費除く）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記経費に該当するもの）
宿 日 直 免 除 等	宿日直の免除等、勤務条件の緩和を行う医療機関に対し、代替医師の雇用に必要な経費を補助		
病 児 病 後 児 等 子 育 て 支 援	病児病後児保育の実施や学童に対するキッズスクールの開催等、子育て支援を実施する医療機関に対し、各種取組に必要な経費を補助	■ 独立したスペースにおいて病児病後児保育を実施する場合 $341,260円 \times 運営月数$ ■ 上記以外の子育て支援を実施する場合 $187,560円 \times 運営月数$	

地域医療勤務環境改善体制整備事業

★運営機関：北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

どんな会社が利用できるの？

医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関が利用できます。

どんな内容の事業？

地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、他職種を含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組に対する経費を補助します。

補助内容	施設・設備整備	・ICT等機器（AI問診システム、勤怠管理ソフトウェア等の医師の時間外管理を行う機械や時間外労働短縮のための業務の効率化につながる機器整備等） ・休憩室等の休憩環境整備（勤務間インターバルや代償休息の確保等に必要、医師の休憩環境の整備等）
	運営費	タスク・シェアリングに伴う医療専門職の雇用（非常勤専門職人件費等）
補助対象者	下記のいずれかを満たす医療機関のうち、地域の実情に基づき地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認めるものであって補助要件等を満たすものとする。 ※ 診療報酬により地域医療体制確保加算を取得している場合を除く。 ① 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、申請年度前年の年間で1,000件以上2,000件未満であり、かつ地域医療に特別な役割がある医療機関。 ② 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関。 ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、かつ地域医療に特別な役割がある医療機関。 イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関。 ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関。 ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している医療機関。 イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5 疾病 6 事業で重要な医療を提供している医療機関。 ④ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関。	
補助基準額等	標準単価：最大使用病床 1 床当たり、133千円又は266千円（最大使用病床数：前年度の病床機能報告による）	
補助率	1/2以内	

詳細はこちら

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課 医師確保係のホームページ
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/hojyokin/223160.html>

地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

★運営機関：北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

どんな会社が利用できるの？

医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関が利用できます。

どんな内容の事業？

地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、他職種を含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組に対する経費を補助します。

補助内容	施設・設備整備	・ICT等機器（AI問診システム、勤怠管理ソフトウェア等の医師の時間外管理を行う機械や時間外労働短縮のための業務の効率化につながる機器整備等） ・休憩室等の休憩環境整備（勤務間インターバルや代償休息の確保等に必要、医師の休憩環境の整備等）
	運営費	タスク・シェアリングに伴う医療専門職の雇用（非常勤専門職人件費等） ※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる
補助対象者	下記のいずれかを満たす医療機関のうち、病床あたりの医師数を一定数以上確保し、あるいは幅広い症例に対応するための多領域の診療科を設置した上で、病院としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成する医療機関として知事が認めるものであって、補助要件等を満たすもの。 ① 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数100床あたりの常勤換算医師数が40人以上」かつ「常勤換算医師数が40人以上」の医療機関 ※ 常勤換算医師数は、病床機能報告により都道府県へ報告している医師数（非常勤医師数を含む） ② 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関	
補助基準額等	標準単価：最大使用病床1床当たり、133千円又は266千円（最大使用病床数：前年度の病床機能報告による）	
補助率	1/2以内	

詳細はこちら

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課 医師確保係のホームページ
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/hojyokin/223160.html>

勤務環境改善医師派遣等推進事業

★運営機関：北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

どんな会社が利用できるの？

長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関が利用できます。

どんな内容の事業？

地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行います。

補助内容	派遣受入医療機関の医師の労働時間短縮に向けた取組として、その派遣受入医療機関において年通算の時間外・休日労働時間が960時間を超える又は超えるおそれがある医師の所属する診療科の勤務体制を確保するための医師派遣等を推進する事業に要する次の経費を補助 ※ 同一法人間の医師派遣は対象外	
	派遣受入医療機関	派遣医師を受け入れるための準備に必要な経費
	派遣医療機関	・当該医療機関における直近の決算数値により算出される医師1人1月あたりの計上利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額 ・地域の実情に応じた診療科の医師の養成のための卒前・卒後の教育（※）に寄与し、養成した医師を地域の特定労務管理対象医療機関等に派遣することを目的とした寄付講座を運営するための経費 ※ 卒後の教育には、リカレント教育も含むこととして差し支えないが、女性医師支援センター事業等の既存事業において対象となる復職支援については対象外
補助対象者	下記のいずれかを満たす医療機関 ※「派遣受入医療機関」については、所在地が札幌市・旭川市である場合を除く	
	派遣受入医療機関	① 特定機能病院、地域医療支援病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域がん診療連携拠点病院等の地域医療に特別な役割を担う医療機関 ② 地域医療の確保に必要な医療機関であって、5疾病6事業で重要な役割を提供している医療機関 ③ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
	派遣医療機関	上記の「派遣受入医療機関」の要件を満たす医療機関に医師を派遣する医療機関
補助基準額	派遣受入医療機関	受入医師1人当たり 150千円
	派遣医療機関	派遣医師1人当たり 1,250千円×派遣月数×（実際の派遣勤務日数／派遣医療機関における派遣開始月から終了月までの間の総診療日数）
補助率	1/2以内	

外国人介護人材受入研修事業

★運営機関：北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課

どんな会社が利用できるの？

- 外国人介護人材の受入を検討する社会福祉法人等や介護サービス施設・事業所が利用できます。

どんな内容の研修？

- 外国人介護人材の適切な受入に向け、各制度の仕組みをわかりやすく解説するとともに受入に当たっての具体的なポイントを網羅した実践的な研修をオンライン形式で開催します。
- 実際に受け入れている施設や介護福祉士の資格を取得した留学生双方からの体験談などを聞くことができます。

研修のカリキュラムは？

テーマ	内容	開催日程等
法改正のポイントと、介護分野における在留資格について	・ 外国人介護人材受入の仕組み ・ 介護福祉士養成校における留学生支援について ・ 外国人人材雇用時の留意点	・ 研修は、ZOOMを活用したオンライン形式（対面参加も可）で開催します。 ・ 8月末から12月までに全8回を予定しています。 ・ 各日とも13時30分から16時00分の日程となっています。 詳しい日程、参加方法等は、随時更新いたしますので、下記に記載のHPでご確認ください。
EPA（経済連携協定）について	・ 介護分野における対象国と現状 ・ 介護福祉士取得までの支援体制について	
外国人人材受入の取り組み事例紹介	・ 介護施設～受入に向けた準備と受入後の効果、現在の取り組みと課題など ・ 留学生～成果発表	
外国人技能実習制度について	・ 技能実習制度の仕組み ・ 技能実習「介護」における固有要件 ・ 受入施設が準備すること、課題	
特定技能制度について	・ 特定技能の仕組み ・ 受入方法 ・ 現時点における雇用状況と課題	

北海道医療勤務環境改善支援センター

★運営機関：北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

どんな会社が利用できるの？

医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関を無料で支援します。

どんなサービスを提供してくれるの？

- 「北海道医療勤務環境改善支援センター」では、医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント等）・医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士等）を配置し、医療機関の多様なニーズに対し、専門的な支援を無料で実施します。
 - ・医療機関への個別支援
働きやすく、働きがいのある職場づくりに向け、アドバイザーが医療機関を訪問し、ヒアリングや現状分析等を行い、医療機関ごとに適切なテーマ（業務負担の軽減・労働条件の改善等）を設定し、効果的な勤務環境改善の取組（勤務環境改善計画の策定・実践等）を支援します。
 - ・医療機関の勤務環境改善の取組事例等の情報提供
全国や全道の医療機関の勤務環境改善に関する先駆的な取組事例及び北海道労働局や北海道等の助成制度の情報提供を行います。
 - ・研修会の開催
北海道医師会等の関係団体と連携し、医療勤務環境改善の考え方を周知する研修会を実施します。

どうやって利用するの？

相談を希望する場合は、専用電話（０１１－２００－４００５）までご連絡ください。

所在地・利用時間

札幌市中央区北４条西６丁目１番１ 毎日札幌会館３Ｆ 一般社団法人北海道総合研究調査会内
午前９時～午後５時（土日祝日、夏季・年末年始を除く）

ナースセンター事業/離職看護職員相談事業

★運営機関：北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

だれが利用できるの？

人材雇用に取り組む医療機関等が利用できます。

どんなサービスを提供してくれるの？

- 無料職業紹介所を開設し、医療機関等が行う人材探しをお手伝いします。
- 求人・求職合同説明会を開催し、職場の魅力をアピールする機会を提供することで、人材確保の支援を行います。
- 人材確保に取り組む医療機関等に対して、離職中の看護職が復職した際に、働きやすい勤務形態を提案するなどしています。

どうやって利用するの？

- 北海道ナースセンターにお問い合わせください。

詳細はこちら

公益社団法人北海道看護協会 北海道ナースセンター ホームページ（北海道委託事業）
<https://www.hokkaido-nurse.com/about/>

看護職員出向支援事業（地域応援看護師確保対策事業）

★運営機関：北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

どんな会社が利用できるの？

看護職不足地域の医療機関等が利用できます。

どんな内容の事業？

■看護職員は全道的に不足している中、特に地方の病院等での確保が困難となっています。看護職員の地域偏在に対応するために未就業看護師から地域応援ナースを発掘し、都市部から看護職不足地域の医療機関等へ派遣します。

■現在働いていない看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）が今までの経験を活かして、働けるよう「地域応援ナースコーディネーター」が相談に応じながら、希望の働き方にあった施設を調整します。

■応援エリア

・看護師・助産師・准看護師

：2次医療圏 根室、日高、宗谷、南檜山、北渡島檜山、留萌、遠紋、南空知、東胆振、富良野圏域の病院・有床診療所

・保健師

：人口1万人未満の小規模市町村

詳細はこちら

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課 看護政策系のホームページ
<https://www.pref.Hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kanngo/hojo.html>

地域薬剤師確保推進事業（薬剤師登録派遣事業）

★運営機関：北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

どんな会社が利用できるの？

薬剤師が不足している医療機関等が利用できます。

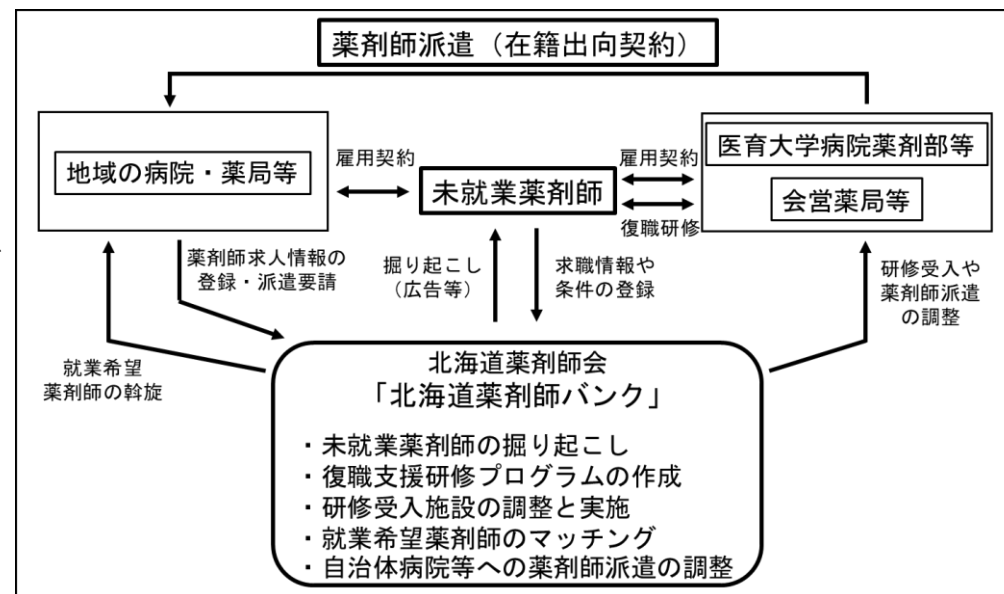
どんな内容の事業？

■本道は、薬剤師の地域偏在が極めて大きく、第二次医療圏における薬剤師少数区域は9圏域となっています。近年、薬剤師の業務が多様化・高度化する中で、都市部を除く多くの地域では、今後さらに薬剤師不足が深刻化すると考えられるため、地域の病院や薬局の薬剤師を確保するシステムの整備が必要となっています。

■北海道薬剤師バンクを設置し、求人求職情報の登録の促進及び制度の普及啓発をするとともに、公平中立な立場で、地域の病院や薬局と登録薬剤師のマッチングによる就業あっ旋を行います。

■薬剤師が不足している医療機関又は薬局からの依頼に基づき、地域医療の確保などを目的として、在籍出向契約による薬剤師派遣の調整をします。

＜事業概要＞



詳細はこちら

一般社団法人北海道薬剤師会 北海道薬剤師バンク
<https://doyakubank.jp/>

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）

★取扱機関：北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課

どんな事業者が利用できるの？

ソフト事業：農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、市町村、市町村協議会等

ハード事業：農林漁業者の組織する団体、農林漁業者やその団体と連携して取り組む中小企業者

どんな内容の補助金？

■ 地域資源活用・地域連携推進支援事業（ソフト事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- ② 新商品開発・販路開拓の取組
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

〔 補助率：①～④ 1／2以内 ⑤ 定額 ※上限額500万円/事業実施期間 〕



■ 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）（ハード事業）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

- ① 農林水産物の加工・流通・販売等のために必要な施設の整備
- ② 本事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設の整備
- ③ 農林水産物以外の地域資源を活用した新事業・サービス提供等のために必要な施設の整備
- ④ 食品等の加工・販売のために必要な施設の整備

〔 補助率：3／10以内 ※中山間地農業ルネサンス事業の地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に関する
交付金上限額：1億円 市町村戦略に基づく取組、障がい者等を新たに雇用する取組は1／2以内 〕

雇用就農資金（農業分野）

★取扱機関：一般社団法人北海道農業会議

どんな会社が利用できるの？

雇用就農者の確保・育成を推進するため、就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施した農業法人等が利用できます。

どんな内容の助成金？

- 農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修に対して支援（雇用就農者育成・独立支援タイプ）
 - 助成金 年間最大60万円(多様な人材(障害者等)は年間最大15万円加算) ■支援期間 最長4年間
- ※1 経営体あたりの新規採択人数は年間5人まで。かつ3人目以降の助成額は年間最大20万円。

■主な要件

＜農業法人等の主な要件＞

- ・おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）等であること。
- ・十分な指導を行うことができる指導者（当該農業法人等の役員等）を確保できること。
- ・新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、その限りでない）。
- ・雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- ・過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。

＜新規雇用就農者に関する主な要件＞

- ・支援終了後も就農を継続または独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者であること。
- ・支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- ・過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ・原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。

- 雇用就農資金には上記のほか、農業法人等が、新たな農業法人を設立して就農希望者を雇用し、農業法人の経営に必要な知識や技術を習得させる研修を支援する「新法人設立支援タイプ」及び、農業法人等がその職員を次世代経営者として育成していくため、国内外の先進的な農業法人・異業種の法人への派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」があります。

北海道6次産業化サポートセンター

★運営機関：北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課

どんな人が利用できるの？

道内で6次産業化等に取り組む農林漁業者等

どんなサービスを提供してくれるの？

- 企画推進員が皆様からの相談に無料で対応します
「北海道6次産業化サポートセンター」には中小企業診断士や農業経営アドバイザーなどの資格を持つ企画推進員が常駐し、6次産業化等に取り組む農林漁業者の皆様からの「農林水産物等を活用した新商品の開発に取り組みたい」「新たな販路を開拓したい」「商品のパッケージデザインを改良したい」などのご相談に電話等で対応します。
- 経営全体のレベルアップを図る取組をサポートします
6次産業化等に取り組む農林漁業者の皆様から支援対象者を公募し、採択された支援対象者に対して専門的な知識や経験を有するプランナーを派遣します。プランナーは経営全体のレベルアップ（付加価値向上）を図る経営改善戦略を作成し、この実行に向けた支援対象者の取組をサポートします。
- 経営改善戦略のフォローアップを行います
経営改善戦略を作成した翌年度から自ら定めた目標年度（3～5年）までの間、経営改善戦略の実行状況等を検証し、達成に向けて的確なアドバイスを行います。

どうやって利用するの？

相談希望の方は、**011-522-5671（事務局）**にご連絡ください。

所在地・利用時間

札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル6階（公財）北海道農業公社担い手本部農業経営相談室内
午前9時～午後5時（土・日・祝日、年末年始12/31～1/5を除く）

「ホワイト物流」推進運動

★取扱機関：国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課

どんな会社が対象となるの？

荷主企業（法人・団体・組合）、物流事業者（運送事業者等）が利用できます。

基準は？

- 「ホワイト物流」推進運動とは
トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化、女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む運動です。
- 賛同表明
企業等の皆様には、物流の改善に向け、以下の「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。
- 必須項目
取組方針として、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。
（深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活・産業活動に必要な物流を安定的に確保することを目的）
- 推奨項目
「運送内容の見直し」「運送契約の方法」「運送契約の相手方の選定」「安全の確保」を参考に自社として取り組みます。

期待できる効果は？

- ポータルサイトで賛同企業を公表
- 業界の商慣習や自社の業務プロセスの見直しによる生産性の向上
- 物流の効率化による二酸化炭素排出量の削減
- 事業活動に必要な物流を安定的に確保
- 企業の社会的責任の遂行



自動車運送事業者の働きやすい職場認証制度

★取扱機関：国土交通省北海道運輸局自動車交通部

どんな会社が利用できるの？

自動車運送事業者（トラック・バス・タクシー事業）の働き方改革に積極的に取り組んでいる企業が利用できます。

認定基準は？

■認定対象

トラック・バス（乗合・貸切）・タクシー事業者。

■認定制度

運転者の労働条件や労働環境を第三者機関が評価・認証する制度です。

■認定基準等

①法令遵守等②労働時間・休日③心身の健康④安心・安定⑤多様な人材の確保・育成⑥自主性・先進性等の6分野について、基本的な取組要件を満たせば、認証を取得可能です。

認証を取得した事業者のより高い水準への移行を促すため、令和5年度より、これまでの「一つ星」・「二つ星」に加えて、新たに「三つ星」を導入しました。

審査料（税別）は「一つ星」「二つ星」が、50,000円＋3,000円×営業所数（本社除く）（電子申請の場合、30,000円に割引、「一つ星」の継続申請の場合、15,000円に割引）。登録料は、60,000円＋5,000円×営業所数（本社除く）。「三つ星」は、147,000円＋3,000円×営業所数（本社を除く）＋84,000円×2カ所目以降の対面審査対象営業所数（電子申請の場合、127,000円に割引）。登録料は、60,000円＋5,000円×営業所数（本社除く）。



「一つ星」認証マーク

認定された場合の特典は？

○認証事業者の労働条件や労働環境を求職者が容易に確認できるようにすることで、トラック・バス・タクシーの運転者への就職を促進します。

○ポータルサイトで公表され、交付される認証マークを車両等に表示することで、優良な職場環境の企業であることを求職者はもちろんその家族も含め社会に対して中立的・客観的にアピールできます。

○取引先である荷主や旅行業者等に、自社の労働条件や労働環境の状況を中立的・客観的に示すことができ、取引先からの信頼性が向上します。

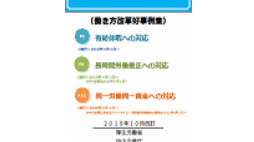
詳細はこちら

自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」のポータルサイト（認証実施団体 一般財団法人日本海事協会）

<https://www.untenshashokuba.jp/>

働き方改革に関する事例集・サイトの紹介

働き方改革全般

	働き方・休み方改善ポータルサイト【厚生労働省】 ※ 社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供しているサイトです。 https://work-holiday.mhlw.go.jp/
	中小企業が使える人材確保支援策・働き方改革支援策（2022年10月）【内閣府、金融庁、厚生労働省、経済産業省】 https://www.mhlw.go.jp/content/001004580.pdf
	働き方・休み方改革取組事例集（2023年3月発行）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category1/0101014.pdf
	働き方・休み方改革取組事例集（2023年3月発行）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category1/0101012.pdf
	働き方改革のヒント（2019年10月改訂）【厚生労働省・中小企業庁】 https://www.mhlw.go.jp/content/000566530.pdf
	休み方に関するマニュアル（2020年3月）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category1/0101006.pdf
	働き方・休み方改善指標（平成29年9月・改訂版）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category1/0102006.pdf

	働き方・休み方改善指標の活用方法（2018 年度版）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category1/0102008.pdf
	休み方改善取組事例集（2019 年 3 月）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category1/0101011.pdf
	働き方・休み方改善指標活用事例集（平成 30 年 3 月）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category1/0102005.pdf
	働き方・休み方改善指標活用事例集（平成 29 年 3 月）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category1/0102004.pdf
	働き方・休み方改善指標活用事例集（平成 28 年 3 月）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category1/0102003.pdf
	働き方・休み方改善指標活用事例集（平成 27 年 3 月）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category1/0102002.pdf
	働き方改革ハンドブック（情報通信業（情報サービス業編）・平成 30 年 3 月）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category2/170330_01_01.pdf
	働き方・休み方改善ハンドブック（小売業（スーパーマーケット業）編・平成 28 年 3 月）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category2/05_01_01.pdf
	働き方・休み方改善ハンドブック（製造業（電機・電子・情報通信業編）・平成 27 年 3 月）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category2/150320_04_01.pdf

	働き方・休み方改善ハンドブック（金融業（地方銀行編）・平成 27 年 3 月）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category2/150320_03_01.pdf
	働き方・休み方改善ハンドブック（宿泊業（宿泊業・ホテル業編）・平成 28 年 3 月）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category2/140312_02_01.pdf
	働き方・休み方改善ハンドブック（情報通信業（情報サービス業編）・平成 26 年 3 月）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category2/140312_02_08.pdf
	地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランスの推進事例集（平成 28 年 10 月）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category6/161114_1.pdf
	地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランスの推進事例集（平成 27 年 10 月）【厚生労働省】 https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category6/151106_1.pdf
	働き方改革事例集-働き方改革 toward Society 5.0（平成 30 年 11 月）【経団連】 http://www.keidanren.or.jp/policy/2018/104.pdf
	働き方改革事例集（平成 29 年 9 月）【経団連】 https://www.keidanren.or.jp/policy/2017/072.pdf
	ワークライフ職場表彰・事例集（令和 3 年 3 月）【内閣官房】 https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjiyoku/files/wlb_jirei.pdf

長時間労働・時間外労働削減

	時間外労働削減の好事例集【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/dl/120703_01.pdf
	労働時間等設定改善法労働時間等見直しガイドラインについて（R6.3 更新）【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/content/000555909.pdf
	荷主企業と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン（平成 30 年 11 月）【国土交通省】 ※ガイドライン https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001428590.pdf ※事例集 https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001487579.pdf

人手不足対策、人材確保・定着

	若者雇用促進総合サイト【厚生労働省】 ※「若者雇用促進法」に基づいて職場情報の提供を行う企業の情報を検索できるサイトです。 https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action
	「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」及び事例集【中小企業庁】 ※ガイドライン https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/hitodebusoku/guideline/guideline.pdf ※事例集 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/hitodebusoku/guideline.html
	人材確保に「効く」事例集（平成 30 年 3 月）【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000203093.pdf
	人材確保に「効く」事例集（平成 29 年 3 月）【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000209887.pdf

	働き方改革ベストプラクティス事例集 1～3【北海道】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/bestpractice.html
	卸売業・小売業の処遇等改善事例及び処遇改善等促進方策について（平成 31 年 2 月）【北海道】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hataraki.html
	運輸業（乗合バス・貸切バス）の働き方改革の推進に向けて（平成 31 年 3 月）【北海道】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/unyugyou_hatarakikata.html

多様な人材・多様な働き方

	女性の活躍推進企業データベース【厚生労働省】 ※ 「女性活躍推進法」に基づく「情報公表」や「行動計画の公表」の掲載先として提供しているサイトです。 https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/
	「生涯現役社会の実現」に関する関連資料【（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構】 ※ 生涯現役でいきいきと働ける職場づくりに向けた高齢者雇用に関与する情報を提供しているサイトです。 http://www.jeed.go.jp/elderly/data/company70/index.html
	各種資料（高齢者雇用の支援）【（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構】 ※ 業種別の職場改善ノウハウの検索、コンテスト表彰企業の事例等を提供しています。 http://www.jeed.go.jp/elderly/data/index.html
	各種資料（障害者の雇用支援）【（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構】 ※ 障害者雇用に関するマニュアル等、各種情報を提供しています。 http://www.jeed.go.jp/disability/data/index.html
	新・ダイバーシティ経営企業 100 選／100 選プライム【経済産業省】 ※ ダイバーシティ推進を経営成果に結びつけている企業の先進的な取組を広く紹介しているサイトです。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/kigyos100sen/

	多様な働き方の実現応援サイト【厚生労働省】 ※ 「パートタイム・有期雇用労働者」や短時間正社員などの「多様な正社員制度」に関する情報を提供しているサイトです。 https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/
---	---

テレワークの導入促進

	北海道テレワーク推進総合サイト【北海道】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/telework.html
	テレワーク活用推進マニュアル（労務管理編・業務管理編・人事評価編）【北海道】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/telework.html
	テレワーク総合ポータルサイト【厚生労働省】 https://telework.mhlw.go.jp/
	「テレワークの推進」【総務省】 ※ テレワークに関する、導入支援等の総合案内サイト https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/
	札幌市内の企業におけるテレワークの導入事例（平成 28 年度～令和元年度）【札幌市】 http://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/jirei.html

生産性の向上

	2018 働きやすく生産性の高い企業・職場表彰事例集（平成年 3 月）【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/content/001503186.pdf
	2017 働きやすく生産性の高い企業・職場表彰事例集（平成 30 年 3 月）【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000203092.pdf
	2016 働きやすく生産性の高い企業・職場表彰事例集（平成 29 年 3 月）【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000157915.pdf
	宿泊業の生産性向上事例集【観光庁】 http://www.shukuhaku-kaizen.com/

下請企業の適正な取引

	下請企業振興法「振興基準」【中小企業庁】 ※「働き方改革」の実現を阻害するような取引慣行の改善についての記載があります。 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html
---	---

仕事と不妊治療の両立

	事業主・人事部門向け不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル（2023 年 3 月作成）【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001073885.pdf
	妊娠・出産に関する悩み【北海道】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ninshin/funin.html

問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局

機関・部署名	所在地	電話番号
厚生労働省北海道労働局	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311
職業安定部 職業対策課	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 3F・6F	(3F) 011-738-1056 (6F) 011-788-9132
※ 雇用助成金さっぽろセンター ハローワーク札幌、札幌東、札幌北、江別の助成金の申請受理		
職業安定部 職業安定課	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 3F	011-709-2311 (内線 3675)
雇用環境・均等部 企画課	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 9F	011-788-7874
雇用環境・均等部 指導課	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 9F	011-709-2715
テレワーク相談センター	東京都千代田区神田神保町 1-103 東京パークタワー 2 階	0120-86-1009 (無料)
北海道働き方改革推進支援センター	札幌市中央区大通東 2 丁目 3 番地 1 第 36 桂和ビル 6F	0800-919-1073 (無料)

道内ハローワーク

安定所名	所在地	電話番号
札幌	札幌市中央区南 10 条西 14 丁目	011-562-0101
札幌東	札幌市豊平区月寒東 1 条 3 丁目 2-10	011-853-0101
江別出張所	江別市 4 条 1 丁目	011-382-2377
札幌北	札幌市東区北 16 条東 4 丁目 3-1	011-743-8609
函館	函館市新川町 26-6 函館地方合同庁舎 分庁舎	0138-26-0735
江差出張所	檜山郡江差町姥神町 167 江差地方合同庁舎	0139-52-0178
八雲出張所	二世郡八雲町相生町 108 番地 8 八雲地方合同庁舎	0137-62-2509
旭川	旭川市春光町 10-58	0166-51-0176
富良野出張所	富良野市緑町 9-1	0167-23-4121
帯広	帯広市西 5 条南 5 丁目 2	0155-23-8296
池田分室	中川郡池田町西 2 条 2 丁目 10 番地	015-572-2561
北見	北見市青葉町 6-8 北見地方合同庁舎	0157-23-6251
遠軽出張所	紋別郡遠軽町 1 条通北 4 丁目	0158-42-2779
美幌分室	網走郡美幌町仲町 1 丁目 44 番地	0152-73-3555
紋別	紋別市南が丘町 7 丁目 45-33	0158-23-5291

小樽		小樽市色内 1 丁目 10 番 15 号	0134-32-8689
	余市分室	余市郡余市町大川町 2 丁目 26 番地	0135-22-3288
滝川		滝川市緑町 2 丁目 5 番 1 号	0125-22-3416
	砂川出張所	砂川市西 6 条北 5 丁目 1	0125-54-3147
	深川分室	深川市 1 条 18 番 10 号	0164-23-2148
釧路		釧路市富士見 3 丁目 2 番 3 号	0154-41-1201
室蘭		室蘭市海岸町 1 丁目 20 番地 28	0143-22-8689
	伊達分室	伊達市網代町 5 番地 4	0142-23-2034
岩見沢		岩見沢市 5 条東 15 丁目 岩見沢地方合同庁舎	0126-22-3450
稚内		稚内市末広 4 丁目 1 番 25 号	0162-34-1120
岩内		岩内郡岩内町字相生 199 番地の 1	0135-62-1262
	倶知安分室	虻田郡倶知安町南一条東 3 丁目 1 番地 倶知安地方合同庁舎	0136-22-0248
留萌		留萌市大町 2 丁目 12 番地 留萌地方合同庁舎	0164-42-0388
名寄		名寄市西 5 条南 10 丁目 2-2	01654-2-4326
	士別出張所	士別市東 4 条 3 丁目	0165-23-3138
浦河		浦河郡浦河町堺町東 1 丁目 5 番 21 号	0146-22-3036
	静内分室	日高郡新ひだか町静内御幸町 2 丁目 1-40 ショッピングセンターピュア 3F	0146-42-1734
網走		網走市大曲 1 丁目 1 番 3 号	0152-44-6287
苫小牧		苫小牧市港町 1 丁目 6 番 15 号 苫小牧港湾合同庁舎	0144-32-5221
根室		根室市弥栄町 1 丁目 18 番地 根室地方合同庁舎 4F	0153-23-2161
	中標津分室	標津郡中標津町東 2 条南 2 丁目 1 番地 1 中標津経済センタービル	0153-72-2544
千歳		千歳市東雲町 4 丁目 2-6	0123-24-2177
	夕張出張所	夕張市本町 5 丁目 5 番地	0123-52-4411

経済産業省北海道経済産業局

機関・部署名	所在地	電話番号
経済産業省北海道経済産業局	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311
地域経済部 産業技術革新課知的財産室	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 5F	011-709-5441
地域経済部 次世代産業課	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 5F	011-709-1726
産業部 中小企業課取引適正化推進室	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 5F	011-700-2251

総務省北海道総合通信局

機関・部署名	所在地	電話番号
総務省北海道総合通信局	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311
情報通信部 情報通信振興課	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 12F	011-709-2311 (内線 4716)

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

機関・部署名	所在地	電話番号
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部	札幌市西区二十四軒 4 条 1 丁目 4 番 1 号	011-640-8822
高齢・障害者業務課	札幌市西区二十四軒 4 条 1 丁目 4 番 1 号	011-622-3351
北海道職業能力開発促進センター (ポリテクセンター北海道) (生産性向上人材育成支援センター)	札幌市西区二十四軒 4 条 1 丁目 4 番 1 号	011-640-8828
旭川訓練センター (ポリテクセンター旭川)	旭川市永山 8 条 20 丁目 3-1	0166-48-2412
釧路訓練センター (ポリテクセンター釧路)	釧路市大楽毛南 4 丁目 5-57	0154-57-8114
函館訓練センター (ポリテクセンター函館)	函館市日吉町 3 丁目 23-1	0138-52-0323
北海道職業能力開発大学校	小樽市銭函 3 丁目 190	0134-62-3553
北海道障害者職業センター	札幌市北区北 24 条西 5-1-1 札幌サンプラザ 5F	011-747-8231
北海道障害者職業センター 旭川支所	旭川市 4 条通 8 丁目右 1 号 L E E 旭川ビル 5F	0166-26-8231

北海道

機関・部署名	所在地	電話番号
北海道	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-231-4111
経済部 労働政策局雇用労政課 働き方改革推進室	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 本庁舎 9F	011-204-5354
経済部 労働政策局産業人材課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 本庁舎 9F	011-204-5356
経済部 産業振興局産業振興課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 本庁舎 8F	011-204-5311
経済部 地域経済局中小企業課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 本庁舎 8F	011-204-5330
保健福祉部 地域医療推進局地域医療課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 本庁舎 6F	011-204-5248
保健福祉部 地域医療推進局医務業務課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 本庁舎 6F	011-204-5251
保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 本庁舎 6F	011-204-5278
保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 本庁舎 6F	011-204-5272
農政部 食の安全・みどりの農業推進局食品政策課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 本庁舎 7F	011-204-5432
空知総合振興局 商工労働観光課	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0061
石狩振興局 商工労働観光課	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館	011-204-5827
後志総合振興局 商工労働観光課	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1362
小樽商工労働事務所	小樽市富岡 1 丁目 1 4 - 1 3	0134-22-5525
胆振総合振興局 商工労働観光課	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局 商工労働観光課	浦河郡浦河町栄丘東通 56 号	0146-22-9282
渡島総合振興局 商工労働観光課	函館市美原 4 丁目 6 番 16 号	0138-47-9457
檜山振興局 商工労働観光課	檜山郡江差町字陣屋町 336-3	0139-52-6643
上川総合振興局 商工労働観光課	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号	0166-46-5938
留萌振興局 商工労働観光課	留萌市住之江町 2 丁目 1-2	0164-42-8440
宗谷総合振興局 商工労働観光課	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2528
オホーツク総合振興局 商工労働観光課	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局 商工労働観光課	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-26-9044
釧路総合振興局 商工労働観光課	釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号	0154-43-9183
根室振興局 商工労働観光課	根室市常盤町 3 丁目 28 番地	0153-23-6829
北海道ビジネスサポート・ハローワーク	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 2 経済センタービル 9F	011-200-1622
北海道就業サポートセンター	※上記、各（総合）振興局 商工労働観光課内	※上記のとおり
北海道プロフェッショナル人材センター	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 経済センタービル 9F	011-232-2405
（公財）北海道中小企業総合支援センター	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 経済センタービル 9F	011-232-2001
北海道医療勤務環境改善支援センター	札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 1 番 1 毎日札幌会館 3F 一般社団法人北海道総合研究調査会内	011-200-4005
北海道 6 次産業化サポートセンター	札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1-23 北海道通信ビル 6F （公財）北海道農業公社担い手本部農業経営相談室内	011-522-5671

ほっかいどう働き方改革支援ハンドブック

令和7年度（2025年度）版

令和7年（2025年）10月発行

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5354 FAX 011-232-1038